

平成30年度国の施策に対する

重点提案・要望

平成29年6月

千葉県

提案・要望

千葉県県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国は現在、急速な少子高齢化の進展に加え、中長期的には経済活動の停滞が懸念される人口減少が見込まれるなど、これまでに経験したことのない時代の変化の中にあります。

また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの8競技の県内開催を控え、県内経済の活性化はもとより、本県の魅力を世界にアピールするチャンスが巡ってきます。

本県は、東京湾アクアライン、圏央道、成田国際空港、幕張メッセや風光明媚な観光資源、全国に誇れる農林水産物など、これからの我が国の経済をけん引することができる資源や様々な魅力を有しています。

本県を取り巻く環境の変化を新たな活力として取り込みつつ、こうした本県の魅力を更に磨き上げ、持続可能な県政発展の基盤づくりに取り組むことが、本県、そして我が国全体を活性化させ、ひいては次世代に多くの恩恵をもたらすものと確信しております。

このような観点から、本県の県政運営上、国との連携が特に重要な事項に関する提案・要望を取りまとめました。

国の施策立案に当たり、これらの提案・要望の趣旨を実効性ある形で反映していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

平成29年6月

千葉県知事

森田健作

目次

1 防災対策の推進

(1) 災害対応への財政支援等	1
地震・津波対策に係る財政支援等	
医療機関の耐震化の促進	
私立学校施設の耐震化の促進	
(2) 災害に強い社会基盤整備	6
千葉港等における耐震強化岸壁の整備促進	
国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮対策促進	
河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進	
水門操作に係る安全性の確保に対する財政支援	
土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減	
水防法改正に係る浸水想定区域図作成費等の地方負担の軽減	
道路ネットワークの機能強化のための支援	
(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保	15
除染により生じた汚染土壌の処分に関する早急な対処	
事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理	
子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施	

2 暮らしの安全・安心

(1) 治安・防犯体制の強化	18
警察官の増員	
テロ対策の充実・強化	
(2) 地方消費者行政充実のための国の支援	21

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実	22
医師の養成・確保対策の推進	
医療体制の充実	
将来の医療需要に対応した医療機能の確保促進	
(2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立	27
(3) 介護需要への対応	29
介護人材の確保・定着対策の推進	
特別養護老人ホーム等介護サービス基盤整備の促進	

4 環境対策の推進

(1) 印旛沼・手賀沼流域の水質浄化対策の推進	33
-------------------------	----

(2) P C B 廃棄物の適正処理の推進	35
(3) 地球温暖化対策の国・地方の役割分担を踏まえた財源配分	37

5 子育て支援の充実

(1) 保育所等施設整備に対する財源措置と保育士の確保	38
(2) 子どもの医療費助成制度の創設	40

6 教育現場の支援の充実

(1) 教職員等の体制強化	41
(2) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化	43
(3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実	44

7 成田国際空港の機能拡充及び観光立県の推進

(1) 成田国際空港の機能の拡充	46
(2) 観光立県の実現	49
観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びM I C E の推進	
千葉県内のクルーズ振興促進	

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力の強化に関する支援等の拡充	52
(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実	54
(3) 働き方改革の積極的な推進	56

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援	58
飼料用米等の安定生産の推進と支援制度の見直し	
国営造成施設等基幹水利施設の保全対策制度の見直し及び	
農業農村整備事業予算の安定的な確保	
有害鳥獣等の対策強化	
担い手の減少や労働力不足を補う対応の強化	
東京湾における漁場環境再生への取組強化	
(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援	69
(3) 国際的な経済連携における農林水産業等への十分な配慮	70
(4) 高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫体制の強化	71

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(1) 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続	72
---------------------------	----

(2) 首都圏中央連絡自動車道の建設促進	73
(3) 北千葉道路の早期整備	75
(4) 東京外かく環状道路の建設促進	76
(5) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実	78
・ 東関東自動車道館山線及び富津館山道路等の4車線化	
・ 京葉道路の渋滞対策の推進	
・ 東京湾岸道路の整備促進	
・ 第二東京湾岸道路の早期具体化	
・ 国道16号千葉柏道路の早期具体化	
・ 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備推進	
(6) 道路財特法で定める国の負担又は補助の割合の特例(いわゆる補助率等のかさ上げ)の期限延長	81
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理	82
地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実	
連続立体交差事業の推進	
河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進	
利根川及び江戸川の堤防整備の推進	
社会資本の整備や老朽化対策等に係る財政支援の充実	
(8) ハッ場ダム建設事業の早期完成	88
(9) 九十九里浜における侵食対策の推進	89
(10) 公共交通機関の充実・確保	91
J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び	
J R 京葉線の輸送力増強	
東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化の確保に向けた支援の充実	
ホームドアの整備による転落防止対策の促進	
11 地方分権の推進	97
【参考】東京オリンピック・パラリンピック関連事項について	99

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 災害対応への財政支援等

提案・要望先 内閣府、総務省、国土交通省

文部科学省

県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】 地震・津波対策に係る財政支援等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 現在進めている S - N e t 観測データの津波避難情報として配信等について財政的・技術的支援を図ること。なお、将来的には、国が責任をもって S - N e t のデータを活用したより詳細な地域ごとの津波浸水域・浸水深、到達時間等の津波情報の配信を推進すること。
- 2 防災の観点から、避難所・避難場所となる防災拠点や公共施設への無料公衆無線 L A N の整備の推進を図るため、財政的支援措置を拡充すること。
- 3 「首都直下地震対策特別措置法」に基づき県と市町村が策定する「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」の推進を図るための具体的な財政上の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

国は、東日本大震災を教訓に、千葉県から北海道の東日本沿岸の太平洋の海底に地震・津波計（S - N e t）を設置し、観測を開始した。また、S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）のなかで、この観測データを活用し、より詳細な津波域や浸水深等を推定するシステムの開発を進めている。

津波から身を守るためには、地震・津波発生時に自分自身で判断し、迅速かつ適切に避難行動を開始し、安全な場所に避難することが重要である。その際、詳細かつ正確な津波情報は、住民等の津波避難を支援し、津波被害を軽減させる。

しかしながら、現在の津波警報・注意報は、千葉県沿岸を千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾の三区分で津波高が発表されるなど、具体的な津波避難情報としては不十分である。

そこで、本県では、S - N e t の観測データを詳細な津波避難情報として沿岸市町村に配信する準備を進めている。

また、国は2020年度の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、防災等の観点から約3万箇所の無料公衆無線 L A N 環境の整備を目指しており、県内市町村における今後の整備予定は1,666箇所で全国最多の状況である。訪日外国人観光客に対して災害情報を配信する上でも、防災拠点となる避難場所・避難所等や被災場所となり得る公共施設における通信手段の確保が求められている。

さらに、本県全域は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定され、地震防災対策を迅速に推進することが求められている。しかしながら、同法では、都県や市区町村が「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」を作成し、必要な防災対策事業を実施していくこととなるが、事業の実施に必要な財政措置が講じられていない。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 災害対応への財政支援等

提案・要望先 厚生労働省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 医療機関の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、「医療施設耐震化臨時特例交付金」に準じた見直し（補助基準額対象床面積、基準単価及びIs値の引き上げ）を図ること。

【直面している課題・背景】

本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、平成28年9月時点で実施率は7割にとどまっている。

現在は「医療施設等耐震整備事業」のみの運用となっており、平成28年度には国の二次補正予算による追加補助がなされたところであるが、耐震化にかかる事業者の費用負担が大きいことなどを理由に、整備が進まない状況である。

【参考1：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成27年度に終了)
補助実績 (件)	H26: 1、H27: 1、H28: 1 (明許繰越) 公立は対象外	H26: 6、H27: 2 公立も対象
対象	Is値0.6未満の救急医療センター、 二次救急医療施設等 Is値0.4未満の二次救急医療施設等 Is値0.3未満の病院	耐震性が不十分であると証明された 建物又はIs値0.6未満の建物 災害拠点病院・救命救急センター 二次救急病院
基準面積 及び単価 ・補助率	2,300㎡×37,900円/㎡ 2,300㎡×179,900円/㎡ 2,300㎡×179,900円/㎡ 補助率はいずれも1/2	8,635㎡×276,000円/㎡ 補助率0.7 8,635㎡×165,000円/㎡ 補助率0.33~0.6 病床削減等の補助要件あり

【参考 2 : 耐震改修状況調査(H28.9.1 現在)における全 286 病院のうち耐震性がない病院 79 の内訳】

	全て耐震性なし	一部耐震性なし	耐震診断未実施
救命救急センター		2 (0.3 未満)	
二次救急病院	2 (0.4 以上)	13 (0.4 未満 7、0.4 以上 6)	30
それ以外の病院	1 (0.3 未満)	5 (0.3 未満 1、0.3 以上 4)	26

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (1) 災害対応への財政支援等

提案・要望先 文部科学省
県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 私立学校施設の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校施設の耐震化の取り組みに必要な予算を優先的に、十分確保し、補助制度の拡充（国庫補助率や補助単価の引上げ）を図ること。
- 2 私立幼稚園の改築に係る補助金について、実際の事業費と補助対象事業費算定額が大きくかけ離れており、学校法人の負担が大きいものとなっているので、補助対象事業費の算定を見直すこと。
- 3 平成30年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を延長すること。

【直面している課題・背景】

私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。

千葉県の私立学校における平成28年4月1日現在の耐震化率は、86.2パーセントとなっており、継続した取組が必要となっている。

特に私立幼稚園の耐震化率は82.2パーセントと低く、取り組みが遅れている。

【参考：私立学校の耐震化率】 (H28.4月現在)

	千葉県（私立）	全国平均（私立）	千葉県（公立）
幼稚園	82.2%	86.6%（幼保含む）	96.1%
小学校	100.0	97.0	99.3
中学校	95.0	94.6	
高校	92.3	84.4	98.8
合計	86.2	86.4	99.2

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 千葉港等における耐震強化岸壁の整備促進

【具体的な提案・要望内容】

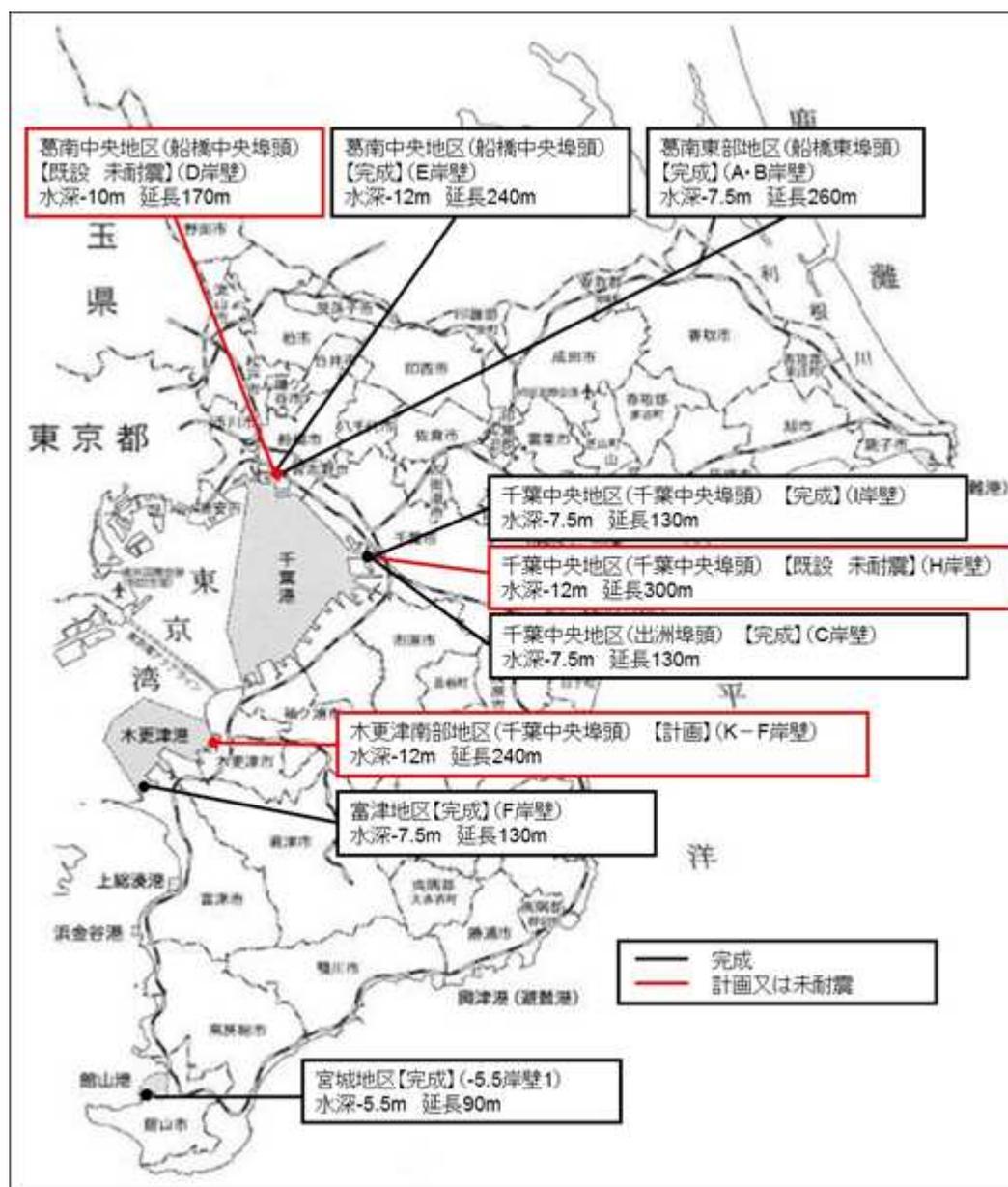
地域防災力強化のため、社会資本整備総合交付金（防災・安全）及び直轄港湾整備事業を活用し、震災時の緊急輸送物資の受入れを目的とする耐震強化岸壁の整備を促進すること。

【直面している課題・背景】

首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を抱える首都圏では、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する「耐震強化岸壁」の整備が急務である。

本県では、千葉港及び木更津港の港湾計画に耐震強化岸壁を位置付け整備を進めているところであるが、未だ、整備目標に達しておらず事業促進が喫緊の課題となっている。

【参考：県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮対策促進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区は、背後のゼロメートル地帯に都市機能や人口が集積しており、高潮による被害を受けた場合、甚大な影響が及ぶことから、水門や排水機場を含む大規模改修が必要となる箇所については、国の直轄事業化導入により緊急に整備を図ること。

【直面している課題・背景】

千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口の集積化が顕著かつ公的重要施設の立地も図られているところだが、背後にゼロメートル地帯を抱えているため、台風等の低気圧に起因する高潮から、人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。

しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化が著しいことから、耐震性の確保を含め早急な施設改修が喫緊の課題となっている。

現在、本県にて高潮対策事業を実施しているが、水門や排水機場を含む大規模改修には膨大な事業費及び高度な技術力が必要なため、国の直轄事業化を導入し早急な対応が必要である。

【参考：千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省、農林水産省
県担当部局 県土整備部、農林水産部

【提案・要望事項名】 河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・耐震対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設において整備が必要となること、また、早急な対応が必要であることから、多大な事業費を要するため、更なる財政的支援を充実させること。
- 2 普通河川については、ゲートや機場等の付帯施設を含め、国の財政的支援による津波・耐震対策事業が実施できるよう制度を早急に構築すること。
- 3 水害対策を一層推進させるために必要な予算の確保を継続的に行うこと。

【直面している課題・背景】

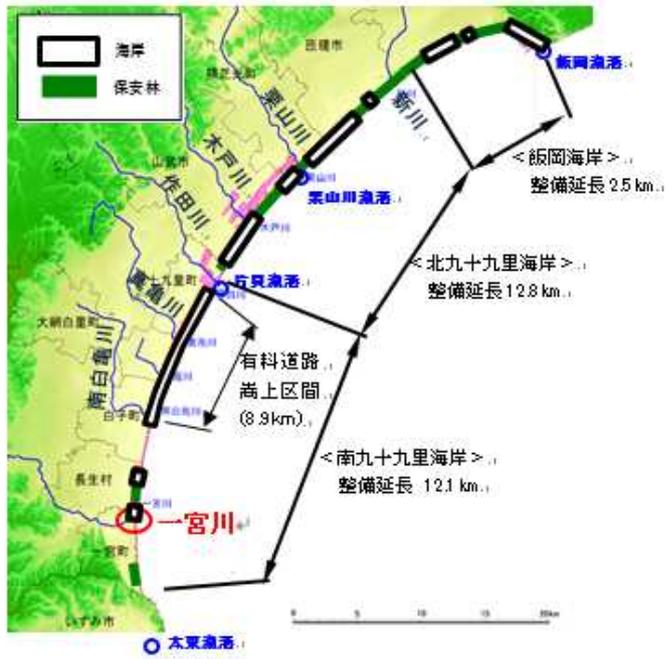
東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備事業を進めているところである。今後、復興事業の完了に伴い、負担の大幅な増額により、対策の減速が懸念される。

津波・耐震対策のためには、港湾・海岸・河川・開口部となる漁港等の多くの施設において整備が必要となるが、そのために要する膨大な事業費をどのように確保するかは大きな課題である。

法的位置付けのない普通河川は、地方分権の流れの中で国から市町村に移管されたものであるが、津波を想定した支援制度がない中、地方自治体が対策を進めることは困難であり、千葉県では実際に、犠牲者や浸水被害があったにもかかわらず、現在、津波対策を講じるための財政的支援制度が十分でない状態である。

平成25年10月に発生した台風26号により、本県の多くの河川が氾濫したことから、河川整備の一層の推進が求められている。こうした中、本県の河川整備率は約57%(平成27年度末時点)と今後も整備の必要があり、このための継続的な予算確保は大きな課題であるが、国の重点配分箇所該当しない河川は予算配分が極めて少ない。(内示率約49%)

【参考：九十九里浜沿岸の津波対策（位置図）】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 水門操作に係る安全性の確保に対する財政支援

【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速、かつ、確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保するため、既設の水門の自動閉鎖や遠隔操作等の改良を速やかに行う必要があることから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次いで津波に巻き込まれ尊い命を落としたことから、現状では、水門操作の確実性と作業の安全性が確保されているとは言い難い。また国は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖などの改良」を規定したところである。

県では、河川、海岸に設置されている水門等の自動化や遠隔操作化等の改良に一部着手した。

しかし、現在これらの改良を推進するための国の財政的支援は、海岸保全施設等に限られ、対策の完了までには長期間を要する。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

都道府県が実施する基礎調査に係る国費率の引き上げを図ること。

【直面している課題・背景】

土砂災害防止法に基づく土砂災害防止の対策を講ずるため、県が地形や土地の利用状況などを調査する基礎調査を実施し、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を土砂災害警戒区域等として指定している。

千葉県では、土砂災害のおそれのある箇所が約1万箇所と多いことから、がけ地の人家が多い箇所や崩落履歴がある箇所などの基礎調査を優先的に進め、これまでに約半数の箇所を終えたところであり、平成30年度末の基礎調査の完了を目標に、取り組んでいくこととしている。

また、平成31年度以降は、既に区域指定がなされた箇所において、地形の改変等が行われているかどうかを確認し、必要に応じて区域指定の変更を行うこととしており、今後も引き続き基礎調査を実施するための費用が必要な状況である。

しかしながら、基礎調査に要する費用の3分の2を県が負担しているところであり、県の負担が大きいことから、基礎調査の進捗が図れないことが課題である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

水防法改正に係る浸水想定区域図作成費等の地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

都道府県の実施する浸水想定区域図の作成等に係る交付金の交付要件の緩和、地方負担に対する起債充当、特別交付税の充当など財政支援の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

千葉県では、水位周知河川の25河川について、河川整備において基本となる降雨を前提とした洪水浸水想定区域を指定している。今般、平成27年7月付け水防法の一部改正により、この25河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域に拡充して公表する必要がある。

さらに、東京湾における高潮被害を最小限に抑えるため、新たに、最大規模の台風を前提とした高潮浸水想定区域の作成及び公表する必要がある。

現在、防災・安全交付金による財政支援を実施されているところではあるが、洪水、高潮特別警戒水位の設定、浸水想定区域の指定、水位情報の収集・周知には、多額の費用が見込まれ、都道府県の負担が大きい。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進 (2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 道路ネットワークの機能強化のための支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における緊急輸送道路の基幹として、広域的な救援・救護活動や救援物資の輸送等に重要な役割を担う首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路の整備促進を図ること。
- 2 緊急輸送道路網を機能させるため、地域の骨格を形成する国県道の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化や斜面对策等を早急に推進することが必要であることから、道路の整備や維持管理に要する予算の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

東日本大震災では、救援・救護活動や救援物資の輸送等に当たり道路ネットワークの重要性が再認識されたところであり、今後は、災害時における代替性や多重性の確保など、防災面における機能強化が必要である。

本県においても、道路構造物に甚大な被害が発生したことから、今後発生が想定される地震に対する被害を最小限にとどめるため、道路構造物の耐震化等防災・減災対策の強化を進める必要がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省

県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】

除染により生じた汚染土壌の処分に関する早急な対処

【具体的な提案・要望内容】

除染等の措置により生じた除去土壌の処分に関する基準を早急に策定するとともに、その最終処分場の確保に関する具体的な方向性を示すなど、除去土壌の処分について国が責任を持って対処すること。

【直面している課題・背景】

「放射性物質汚染対処特措法」によると、国が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。

しかしながら、除去土壌の処分については、その基準がいまだ定められておらず、各自治体が大量の汚染土壌を仮置きせざるを得ない状況にある。

除去土壌の最終処分場の確保等は、同法に基づく基本方針において「国が責任をもって行うものとする」としながら、何らその方向性が示されていない。

【参考：県内の除去土壌（98,095 m³、1,630箇所）の保管状況】

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	10,156 m ³	327	我孫子市	13,442 m ³	171
野田市	5,434 m ³	25	鎌ヶ谷市	566 m ³	13
佐倉市	1,668 m ³	23	印西市	5,432 m ³	191
柏市	45,652 m ³	611	白井市	695 m ³	42
流山市	15,051 m ³	227			

各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

県保管分（約7,000 m³）は、各施設の所在市の保管量に含まれている。
トン単位で報告のあった市は、1立方メートル＝1.7トンに換算。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省、農林水産省

県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部

【提案・要望事項名】 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が8,000 Bq/Kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 指定廃棄物について

国は、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含む廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法に基づく取組を進めているところである。

しかし、指定廃棄物の処理については、長期管理施設の詳細調査候補地が提示されたものの、調査に入れられない状況であり、県民の不安はいまだ払拭されていない。

2 放射性物質濃度が8,000 Bq/Kg以下の廃棄物について

放射性物質濃度が8,000 Bq/Kg以下の廃棄物については、一定の処理基準を守った上で、既存の最終処分場で安全に処分できるとされている。

しかし、現状は周辺住民の不安などにより、依然として最終処分が難しい状況であり、特に農林業系副産物は、生産者の敷地に保管されている事態が長期化している。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

【具体的な提案・要望内容】

子ども被災者支援法に基づく基本方針により、疾病罹患動向の把握など具体的な取組を、国の責任のもと、着実に実施すること。

【直面している課題・背景】

平成24年6月に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、国は平成25年10月に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を閣議決定した。

この基本方針により、国は放射線による健康への影響調査、医療の提供等について、福島県及び福島近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行うこととされ、さらに平成27年8月に基本方針が改定され、福島県及び本県を含む福島近隣県における疾病罹患動向の把握等に取り組むとされた。

本県では、汚染状況重点調査地域である9市のうち、6市において住民の健康影響への不安軽減のため、甲状腺検査等が実施されている。

現在、国は「福島県内外での疾病罹患動向の把握に関する調査研究」を平成27年度より研究期間3年を目安に実施しているところであり、今後とも本調査及びその結果を踏まえた取組が進められていく必要がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

2 くらしの安全・安心

(1) 治安・防犯体制の強化

提案・要望先 警察庁、総務省、財務省
県担当部局 警察本部

【提案・要望事項名】 警察官の増員

【具体的な提案・要望内容】

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対処するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、警察官を増員すること。
- 2 警察官一人当たりの業務負担が全国でも極めて重いことに加え、国際海空港を擁する特殊事情に鑑み、千葉県警察官の増員に配慮すること。

【直面している課題・背景】

本県の治安情勢は、刑法犯認知件数は14年連続で減少しているものの、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、特殊詐欺の認知件数は依然として高水準で推移しており、子供・女性・高齢者が被害者となる事案が後を絶たない状況にある。加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、幕張メッセ及び釣ヶ崎海岸での一部競技の開催が決定しており、成田国際空港を擁する本県には、多くの要人、選手団、観客等の来訪が見込まれる。

このような中、国際テロ情勢の悪化やサイバー空間の脅威の増大に的確に対処するとともに、薬物・銃器密輸事犯や外国人の不法入国・密航事犯等に対する水際対策を強力に推進することは、我が国の治安を維持する上で極めて重要である。

本県においては、平成13年度以降2,054人の警察官の増員を得たところであるが、警察官一人当たりの負担は、人口、刑法犯認知件数、110番受理件数のいずれにおいても、全国で極めて重い状況が続いていることから、安全で安心な県民生活を確保するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けては、警察官の増員による人的基盤の強化が不可欠である。

【参考：平成28年の千葉県警察官一人当たりの負担状況】

順位		1	2	3	4	5
警察官一人当たりの負担	人口	埼玉県 644	滋賀県 632	長野県 630	千葉県 628	宮城県 627
	刑法犯認知件数	埼玉県 6.11	大阪府 5.83	千葉県 5.74	茨城県 5.53	愛知県 5.31
	重要犯罪認知件数	大阪府 0.084	埼玉県 0.072	千葉県 0.071	滋賀県 0.059	福岡県 0.057
	重要窃盗犯認知件数	茨城県 1.200	千葉県 0.754	愛知県 0.683	三重県 0.641	栃木県 0.579
	110番受理件数	沖縄県 60.02	愛知県 49.08	神奈川県 48.03	埼玉県 47.20	千葉県 45.54

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

2 暮らしの安全・安心

(1) 治安・防犯体制の強化

提案・要望先 警察庁、総務省、財務省

県担当部局 防災危機管理部、警察本部

【提案・要望事項名】

テロ対策の充実・強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、官民一体となった「日本型テロ対策」の充実・強化を図ること。
- 2 我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するため、警察における事態対処能力の強化に向けて、人的・物的基盤を強化すること。
- 3 テロ災害に対応する各種装備資器材の充実強化を図ること。

【直面している課題・背景】

最近の国際テロ情勢は、世界各地でテロが相次いで発生し、一層厳しい状況に直面している。平成27年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件、3月に発生したチュニジアにおけるテロ事件、7月に発生したバングラデシュにおける邦人殺害事件を始め、現実には邦人がテロの犠牲となる事件が発生しており、今後も同様の事案が発生する可能性は否定できない。

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、幕張メッセ及び釣ヶ崎海岸での一部競技の開催が決定しており、成田国際空港を擁する本県は、多数の要人、選手団、観客等の受け入れが見込まれる。また、県内に大規模集客施設等のソフトターゲットが多数所在すること等を踏まえると、警察における事態対処能力の強化と自治体、民間事業者、地域住民等の連携による官民一体の「日本型テロ対策」を強力に推進することが喫緊の課題となっている。

サイバー攻撃をめぐる情勢では、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発している。特に、オリンピック・パラリンピックリオデジャネイロ競技大会では、前ロンドン大会に観測された以上のサイバー攻撃が確認されており、サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上が不可欠となっている。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

2 くらしの安全・安心

(2) 地方消費者行政充実のための国の支援

提案・要望先 内閣府

県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】 地方消費者行政充実のための国の支援

【具体的な提案・要望内容】

地方消費者行政の充実が引き続き図られるよう、地方に対する長期的な支援の方向性を示した上で、必要な財源を継続的に十分確保するとともに、交付金については、地方の実情に応じた柔軟な活用を可能とすること。

【直面している課題・背景】

本県では、地方消費者行政活性化交付金を原資とした基金及び地方消費者行政推進交付金の活用により、消費生活相談窓口の設置・拡充、消費生活相談員等のレベルアップなどに取り組んでいる。これにより基金活用前の平成20年度には17箇所であった市の消費生活センターが31箇所に増えるなど、着実に成果を上げている。

しかしながら、消費生活相談員の配置がないなど、相談体制が不十分な市町村も依然として多い状況であり、相談体制の整備を図る必要がある。また、相談体制が整備されている市町村についても、その体制を維持・拡充していく必要がある。そのため、今後も引き続き市町村への財政支援が不可欠な状況である。

このような状況の中、国においては、平成21年度に創設した基金制度に加え、平成27年度からの単年度ごとに予算措置される交付金制度を創設し、現在は活用目的に応じた2つの制度がある。基金制度は平成29年度に終了し、平成30年度からは交付金制度のみとすることとしている。

また、この交付金制度は、対象事業が平成29年度までに新たに開始した事業に限られ、更に交付期間の終期が事業ごとにあらかじめ設定されている。このため、将来的な財源措置に対する不安から、相談体制の確保・拡充や専門性の高い相談に対応するための研修の実施などについて、新たな取組を見合わせる市町村や、現在実施中の事業について今後の継続を懸念している市町村がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 医師の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 喫緊の課題である医師等の養成・確保を図るため、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充及び柔軟な運用を行うとともに、継続的に事業を実施できるよう、将来にわたり十分な財源の確保を行うこと。
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を改善するため、医師が不足している地域や診療科に配慮した臨床研修制度の構築などの制度的対応を図ること。
- 3 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 4 新たな専門医制度の創設に当たっては、医師の地域偏在及び診療科偏在の改善につながるよう、国としても配慮すること。

【直面している課題・背景】

本県においては、人口10万当たりの医師数が全国45位と低く、医師の絶対数の不足や産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。

国においても、医学部定員の増加や関係職種間の役割分担の見直しを進めているが、医師不足や産科をはじめとした診療科偏在・地域偏在を抜本的に改善するためには、更なる制度的対応が必要であるとともに、十分な財政支援措置が欠かせない。

また、医師の質の向上と良質な医療の提供を目的とした新たな専門医制度の仕組みが円滑に構築されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。

【参考：千葉県の人10万対医師数の推移】

(単位：人)

	H16		H18		H20		H22		H24		H26	
			増減									
全国	201.0	206.3	+5.3	212.9	+6.6	219.0	+6.1	226.5	+7.5	233.6	+7.1	
千葉県	146.0 (45位)	153.5 (45位)	+7.5	161.0 (45位)	+7.5	164.3 (45位)	+3.3	172.7 (45位)	+8.4	182.9 (45位)	+10.2	

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センターに対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置を実施すること。
- 2 ドクターヘリについて、出勤の実績に見合った財政支援措置と、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。また、ドクターヘリの機能を補完するドクターカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
- 3 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、安定的な予算の確保を行うこと。
- 4 災害医療協力病院として地域の2次救急を担う医療機関の災害医療体制の整備に対し、災害拠点病院と同様の補助金等の財政支援措置を創設すること。

【直面している課題・背景】

重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、不採算事業となりやすい。

その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。

医師等が現場に急行して治療を開始し、患者を医療機関に搬送するドクターヘリについて、平成28年度に基準額が増額されたものの、出勤回数の実態に見合った運営費補助がなされていない。

また、搭乗する医師・看護師が着用する装備等、ドクターヘリの運航に必要な備品等に対する補助制度がない。

ドクターヘリが運航できない夜間や悪天候時等に、これを補完するドクターカーを救命救急センターで有しているが、運営費に対する補助金が実態に見合っていない。

医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備

整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から要望のあった額を満たしておらず、各事業に対する補助金を減額している状況にある。

平成24年3月に国から通知された災害医療体制の充実強化及び保健医療計画の改定指針において、地域全体で対応することとされており、本県では、災害拠点病院や2次救急医療機関が連携して災害医療体制を整備しているが、災害拠点病院以外には補助制度がない。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 将来の医療需要に対応した医療機能の確保促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後、特に不足の見込まれる回復期機能を担う病床や在宅医療体制の整備が、必要な地域で速やかに進むよう、適切な診療報酬の設定等、国においても積極的にその役割を果たすこと。
- 2 地域医療構想の実現に向け、病床機能報告における病床機能について、より具体的かつ定量的な基準を定めること。

【直面している課題・背景】

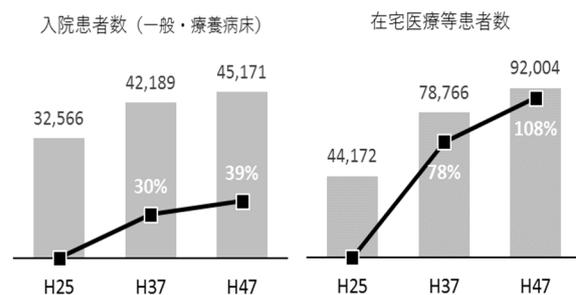
平成25年度から平成37年にかけて、千葉県の上院患者数は約1.3倍、在宅医療等需要は約1.8倍に急増し、その後も平成47年頃まで増加が続くと見込まれる。入院医療については、特に、回復期機能を担う病床が大きく不足すると見込まれている。

このため、本県においては、医療機関の自主的な取組を踏まえ、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、その役割分担を促進するとともに、こうした取組を実効性のあるものとするため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床機能の転換に要する施設整備への補助や、在宅医療従事者を含む必要な医療従事者の確保・定着対策等に取り組んでいる。

しかしながら、地域の医療提供体制は、診療報酬などの国の定める制度に大きく影響されるため、医療機関の自主的な取組や基金での誘導だけで将来の医療需要に対応した医療機能を確保することには限界がある。

また、病床機能報告については、その報告基準が定性的なものであることから、この結果をもって機能転換等を判断することは困難であるとの意見が地域医療構想調整会議で多く寄せられている。

【参考1：医療需要の将来推計（千葉県）】



【参考2：必要病床数と病床機能報告との差（千葉県）】

病床機能	必要病床数	病床機能報告(H27)	差
高度急性期	5,650	4,664	986
急性期	17,851	25,916	8,065
回復期	15,260	4,503	10,757
慢性期	11,243	10,988	255
計(休棟等含む)	50,004	46,773	3,231

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 公費支援の拡充は、都道府県間の所得や医療費の格差の調整など既存の補助制度の拡充ではなく、国民健康保険の財政基盤強化に資する方法によること。
- 3 被用者保険と比べ、特に子育て世帯の保険料負担が重いことから、均等割により子どもに対しても一律に適用されている保険料のあり方を見直すなどの措置を行うこと。
- 4 子ども医療費助成事業や重度心身障害者医療費助成事業等の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。

【直面している課題・背景】

全国第2位のスピードで高齢化が進む本県は、全国平均を上回る水準で医療費が伸びており、また近年における高額薬剤の使用増の影響などから、急速な国保財政の悪化が懸念される。

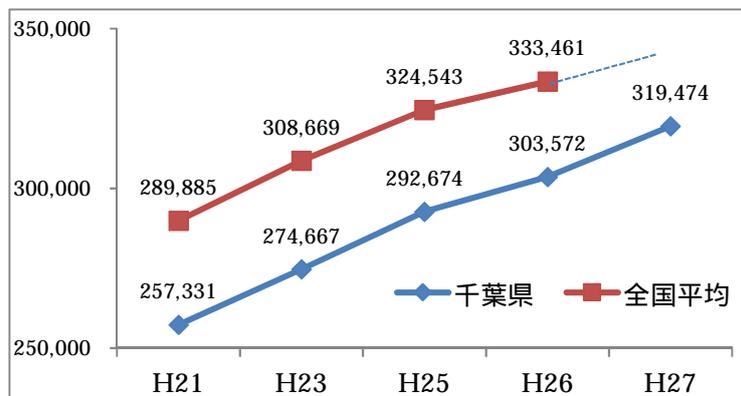
平成30年度からの制度改正により公費拡充は行われるが、他の医療保険制度に比べて、年齢構成が高いため医療費が高く、所得水準が低いいため保険料負担が高い、国保の構造的な課題は解消していない状態である。

特に、国保は、被用者保険と異なり、保険料算定にあたり被保険者割を採用しており、所得のない子どもにも保険料は賦課されることから子育て世帯の保険料負担は重くなっている。

地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、平成30年度から未就学児の医療

費助成を対象とした措置は廃止されるものの、その他の措置は引き続き行われる。

【参考：国民健康保険一人当たりの医療費（全国平均、千葉県）】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実
(3) 介護需要への対応

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 介護職員の処遇改善については、当該職員の給与改善に確実につながることが担保される仕組みを構築した上で、恒久的な制度として整備するとともに、国において必要な財源を措置すること。
- 2 介護人材の確保・定着に資するため、マスコミを活用したキャンペーンなど、全国的かつ効果的な取組により、介護の職場のイメージアップを図ること。

【直面している課題・背景】

高齢化の進展による一層の介護ニーズの増大が見込まれる中で、「精神的・肉体的に重労働できつい」といった介護職場のマイナスイメージのみがクローズアップされがちである。

平成29年度からは、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算が設けられたが、高齢者の介護等を支える労働者の賃金水準は、他産業の労働者と比べて低いことに加え、離職率及び有効求人倍率は高いことなどから、介護保険サービスを担う施設・事業所では、必要な職員の確保が大変厳しい現状にある。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本県の介護職員は約2万3千人が不足すると見込まれており、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっている。

【参考1：介護労働者の賃金（月給）の状況】（単位：千円）

	千葉県	全国
全体	230.6	217.7
介護職員	214.5	198.6
訪問介護員	201.6	191.7
全産業	306.0	304.0

平成27年介護労働実態調査 全産業：平成27年賃金構造基本統計調査
介護労働者とは、訪問介護員、介護職員、サービス提供責任者、看護職員、
介護支援専門員、生活相談員等をいう。

【参考2：離職率の推移】

(単位：%)

	H24	H25	H26	H27
介護職員等(千葉県)	18.5	16.4	18.0	20.8
介護職員等(全国)	17.0	16.6	16.5	16.5
全産業(全国)	14.8	15.6	15.5	15.0

介護職員等：介護労働実態調査 全産業：雇用動向調査

介護職員等とは、訪問介護員及び介護職員(看護職を除く)をいう。

【参考3：千葉県における有効求人倍率の推移】

(単位：倍)

職 種	H25	H26	H27	H28
介護関連職種	1.65	2.28	2.88	3.24
全 職 種	0.58	0.75	0.83	0.93

千葉労働局からの聞き取り(各年4月の数値)

3 医療・福祉の充実
(3) 介護需要への対応

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 特別養護老人ホーム等介護サービス基盤整備の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県や市町村では、介護サービスの提供体制の充実及び基盤整備を継続していく必要があることから、地方財政措置を拡充、若しくは新たな支援策等を講じること。
- 2 地域医療介護総合確保基金事業においては、助成対象に併設ショートステイを加える等の拡充や、助成単価の増額を行うなど、支援の一層の充実を図ること。
また、今後も安定的・継続的な支援制度とするとともに、その充実を図ること。

【直面している課題・背景】

高齢化が急速に進む本県では、都市部を中心に要介護高齢者が急増することが見込まれており、介護サービス基盤の整備が急務となっている。

そのため県では、市町村とともに特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の介護サービス基盤の整備を進めているが、特別養護老人ホームの待機者数は依然1万人を超えるなど、増大する介護需要にサービス供給体制の整備が追いついていない状況である。

広域型特別養護老人ホーム整備については、都道府県交付金が廃止され、地方財政措置が行われているところであるが、元利償還時の交付税措置が当初よりも縮減され、これ以上の縮減は財源の確保に支障が生じ、必要な整備が困難になるおそれがある。

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備や施設の開設準備経費等への助成については、全額国費である「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」及び「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」が平成26年度末に終了した。平成27年度から移行した「地域医療介護総合確保基金事業」では、都道府県が事業費の3分の1を負担する形に制度が変更されたため、厳しい財政状況の中、事業進捗の遅れが懸念されるところである。

一方、今後も東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う公共投資の増大等により更なる建築工事費の高騰が見込まれることから、実質的な補助率の低下による事業者負担の増大も懸念されるところである。

特に、地域密着型特別養護老人ホームの整備においては、併設ショートステイの整備に対する補助が無く、助成が十分でないことや、経営規模が小さく、スケールメリットが働かないことなどから、施設整備の際の借入金の返済が施設経営において大きな負担となっている。

4 環境対策の推進

(1) 印旛沼・手賀沼流域の水質浄化対策の推進

提案・要望先 国土交通省、環境省

県担当部局 環境生活部、県土整備部

【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水質浄化対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼流域下水道事業並びに関連する公共下水道事業を促進するために支援すること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を促進するために支援すること。
- 3 面源系からの発生源別負荷対策及び水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究を推進するとともに、効果的な対策のための支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

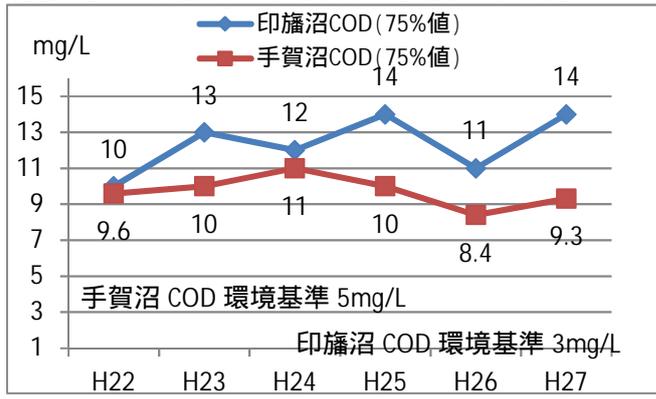
印旛沼・手賀沼の水質は、昭和60年12月に「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼となって以降、湖沼水質保全計画を策定し、各種対策を推進してきたにもかかわらず、いまだ環境基準値を大幅に上回っている状況である。

印旛沼・手賀沼の水質汚濁は、生活系排水の流入のほか、市街地・農地等の面源系からの窒素・リンの流入による湖沼内の富栄養化が大きな原因となっている。湖沼水質保全計画においては、下水道の整備等による生活排水対策のほか、雨水浸透施設の設置、環境にやさしい農業の推進など、面源系負荷対策を推進しているが、今後もこれらの取組を継続の上、環境基準の達成に向けた更なる取組の推進が求められている。

また、沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているものの、水質は横ばいの傾向が続いており、その水質汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究も推進する必要がある。

なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定し、平成28年度には「第2期行動計画」を策定するなど、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び地域の活性化の取組を推進している。

【参考：印旛沼・手賀沼の水質の状況】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(2) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案・要望先 環境省

県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】 PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 一都三県の高濃度PCB廃棄物を処理する拠点施設について、その処理能力の向上を図ること。また、低濃度PCB廃棄物の無害化認定処理施設を増設するなど処理体制を強化すること。
- 2 高濃度PCB廃棄物について、安全かつ効率的な収集運搬及び処理方法等を検討するとともに、平成26年6月の国の基本計画の変更に伴い増加する処理費用の負担軽減措置を講じること。
- 3 未届出者の掘り起こし調査に当たって、県・市への財政支援策を講じるとともに、使用中も含めた安定器の効果的な調査方法を整備する等、県・市の事務負担の軽減策を講じること。
- 4 使用中のPCB含有機器について、期限内処理の実現のために、関係省庁と連携し、早期の使用停止を促すこと。また、PCB廃棄物を適正に保管し処理する必要があることについて包括的な広報を実施すること。
- 5 PCB特別措置法の改正により、県・市には届出がなされていないPCB廃棄物等に係る報告徴収、立入調査及び代執行等の新たな事務が発生し、事務負担が増大することから、その執行に必要な経費について確実に財政措置を講じること。

【直面している課題・背景】

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物については、法令による処理期限が以下の表のとおりと定められているが、保管中の漏えいリスク等の環境保全の見地からも、可能な限り早期に処理を完了する必要がある。

国が定める法定計画である「PCB廃棄物処理基本計画」により、本県を含む一都三県の高濃度PCB廃棄物の一部は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の北海道PCB処理事業所で処理することとなったが、保管事業者が負担する処理費用の増加により適正処理の推進に支障をきたすおそれがある。

また、同計画では、届出されないまま保管されているPCB廃棄物を網羅

的に把握するための掘り起こし調査を各都道府県・政令指定都市及び中核市が行うこととされているが、調査等に伴う財政面等での負担は考慮されていない状況にある。また、処理期限が迫っている安定器の効果的な調査方法について示されていない。

さらに、平成28年5月の法改正により、使用中の高濃度PCB使用製品を所有する一部の事業者に対しても、高濃度PCB廃棄物と同様の義務等が措置された。加えて、県・市には期限内処理を達成するため、事業者に対して行う報告徴収や立入検査等に関する権限が強化されたが、これらの新たな事務に対する事務負担の増大が懸念されている。

なお、使用中のPCB使用機器については、経済産業省が所掌する電気事業法により適正管理及び使用停止がなされるため、処分期間内の処分を実現するためには、省庁間連携を行ったうえで、使用中のPCB使用機器の早期使用停止を促す必要がある。

【参考：表 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処理期限】

分類	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度 PCB 廃棄物 (使用製品)のうち 廃 PCB 等及び廃変圧器等	JESCO 東京 PCB 処理事業 所	平成34年3月31日 まで	平成35年3月31日
高濃度 PCB 廃棄物 (使用製品)のうち 安定器及び汚染物等	JESCO 北海道 PCB 処理事 業所	平成35年3月31日 まで	平成36年3月31日
低濃度 PCB 廃棄物	無害化処理認定施設等	平成39年3月31日 まで	-

4 環境対策の推進

(3) 地球温暖化対策の国・地方の役割分担を踏まえた財源配分

提案・要望先 環境省

県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】

地球温暖化対策の国・地方の役割分担を踏まえた財源配分

【具体的な提案・要望内容】

地球温暖化対策は地方公共団体にも求められていることから、安定的な地方税財源を確保する制度を創設すること。また、現在、国において議論されている炭素税を導入する場合には、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。

【直面している課題・背景】

温室効果ガス排出量の削減に係る国際的な枠組みである「パリ協定」が発効され、日本においても、新たに地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減、2050年には80%削減という高い目標を掲げている。

国においては、地球温暖化対策のための税を財源として、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの様々な取組を実施している。地球温暖化対策は、県域を越えて国民に広く便益をもたらすものであり、その対策の責務は、本来、国が負うべきである。

一方、海洋エネルギーなど地域の特性を活かした再生可能エネルギーの活用、森林整備や緑化の推進、一層の省エネルギーの啓発など、地方公共団体がそれぞれの実情に応じて実施した方が効率的な施策もあることから、地方にも一定の役割が求められている。県では、平成28年9月に、千葉県地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を進めているが、そのために必要となる安定的な財源が地方に配分されていない。

本年3月に国が発表した「長期低炭素ビジョン」においては、世の中のすべての主体に排出削減のインセンティブを与え、市場の活力を最大限活用して、低炭素の技術、製品、サービス等の市場競争力を強化するカーボンプライシング(炭素の価格付け)を主要な施策の方向性としている。仮に炭素税を導入する場合には、上記の国・地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分される必要がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(1) 保育所等施設整備に対する財源措置と保育士の確保

提案・要望先 厚生労働省、文部科学省、内閣府
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 保育所等施設整備に対する財源措置と保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 保育所等施設整備に対する財政支援を継続し、充実させること。
- 2 施設整備に伴い必要となる保育士の確保に向け、処遇改善を図るため、保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引き上げを行うこと。
- 3 処遇改善のための研修受講に係る要件については、受講状況を確認の上、相当の猶予期間を設けること。
また、研修修了者の情報管理のための仕組みについては、国が主体となって構築すること。
- 4 公定価格の地域区分等について地域の状況を反映した設定にすること。

【直面している課題・背景】

本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進しており、「安心子ども基金」等を活用し、近年では毎年3,000人～6,000人規模の整備を実施し、平成21年度から平成28年度の8年間で約3万人の定員増を行ってきた。

しかし、平成28年10月1日時点の待機児童数は3,384人と、前年同期(3,235人)を149人上回り、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。

施設整備の定員増に見合う数の保育士確保が必要となるが、保育士は他業種と比較し、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が重要となる。

このような状況の中、今般、国の平成29年度当初予算において、キャリアアップの仕組みの構築による保育士の処遇改善策が示されたところであり、各都道府県において処遇改善の要件となるキャリアアップのための研修を実施することとされた。

処遇改善措置に当たり、国は、平成29年度は研修に係る要件は課さないとしているが、提示された研修のカリキュラムや保育現場の実情を鑑みると、

対象となる保育士全員が当該研修を修了するまでには、相当の期間を要するものと思料される。

さらに、研修修了の効力は全国で有効となり、その情報管理を都道府県が行う必要がある。

保育所等運営費の給付においては、公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されており、同規模であっても隣接区域との差が生じているところである。また、土地・建物賃借料についても、地域によって負担が高額となっているなど、地域の状況を反映した区分の設定が求められている。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(2) 子どもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 厚生労働省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 子どもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。

しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。

子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担	入院1日、通院1回につき300円 （市町村民税所得割非課税世帯は無料）
所得制限	児童手当に準拠
H29当初予算額	67億円

6 教育現場の支援の充実
(1) 教職員等の体制強化

提案・要望先 文部科学省
県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】 教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 教職員定数の改善及び充実
 - ア 新しく策定した「次世代の学校」指導体制実現構想を着実に実施すること。
 - イ 改正される基礎定数についての算定基準をさらに見直すこと。
 - ウ 少人数学級の拡大や様々な課題へ対応するための教職員配置を計画的かつ安定的に進めること。
- 2 スクールカウンセラー等活用事業の拡充
 - ア スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を一層拡充すること。
 - イ 教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2に引き上げること。
- 3 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実
食育を推進するため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置を計画的に改善し、栄養教諭等の配置促進のための財政的支援等の措置を講じるとともに、栄養教諭を中核とした食に関する指導のための施策を充実すること。

【直面している課題・背景】

- 1 教職員定数の改善及び充実
小学校中学年で外国語活動及び高学年における外国語科の導入、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等、新しい学習指導要領に向けた教育環境を十分に整備する必要があり、平成30年度に小学校で先行実施が始まることを踏まえると、早い段階から小学校における専科教員の配置など加配定数が十分に措置されることが重要である。

また、「通級による指導」や「外国人児童生徒等指導」など、平成29年度予算で基礎定数化されたものについては、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。

なお、平成23年度に小学校第1学年で1学級の標準を35人に引き下げた後は、法改正による学級編制基準の引き下げを見送っている。学級編制基準の引き下げを行うか、少人数学級が十分にできる加配の拡大を

進めないと、少人数学級を推進することができない。

2 スクールカウンセラー等活用事業の拡充

いじめや不登校などについて、児童生徒、保護者、教職員からのスクールカウンセラー等に対する相談内容は複雑化・深刻化し、対応に時間を要している。また、児童虐待や子供の貧困に関する社会的な関心が高まる中、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーの役割が重要視されている。

本県ではこれまでに、中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、小学校には要請に応じ、派遣等により対応してきた。しかし、依然としていじめや不登校の早期発見、早期対応や暴力行為等の問題行動の低年齢化、加えて、虐待や発達障害への対応など、小学校へのスクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっている。また、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境等が影響している事案もあり、スクールソーシャルワーカー配置のニーズが高まる中、全県を網羅するために苦慮しているところである。

昨今のいじめや不登校等の問題行動をめぐる状況等を受け、国の事業予算が拡充された。本県においても、平成29年度には、公立小学校へのスクールカウンセラーを35校増の140校に配置し、スクールソーシャルワーカーを公立小中学校（拠点校）に4校増の12校への配置に至った。

今後もスクールカウンセラー等の配置を拡充していく必要があるが、平成20年度に国の補助率が1/2から1/3に引き下げられた影響が大きく、非常に苦慮している状況にある。

3 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな教職員の定数改善は行われていない。

学校における食育の推進のため、栄養教諭制度が創設され、平成17年度から施行されているが、栄養教諭を中核とした食に関する指導の充実に図るためには、食育指導体制づくりに向けた施策の強化が必要である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場の支援の充実

(2) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省

県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算の格段の充実を図ること。とりわけ、年度当初において十分に確保すること。
- 2 学校の質的向上を図るための空調設備の整備、トイレ改修などの事業や、吊天井等非構造部材の耐震対策など防災に係る事業について、補助率の引上げや地方財政措置を充実させること。
- 3 学校給食施設の整備に係る事業については、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。
- 4 使用しなくなった学校や余裕教室等の既存施設を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助事業の補助率の引上げや、地方交付税措置の拡充を行うこと。

【直面している課題・背景】

国の平成29年度当初予算では、優先採択の対象となる事業を除き、各市町村が計画した空調設備の整備や防災機能の強化、トイレの改修など事業のほとんどが採択されない状況であったため、計画的な学校施設の環境整備に支障が生じている。

学校施設は、児童生徒の教育環境の安全確保はもとより、災害時の避難所施設としての役割を果たすため、早急に防災機能強化を図ることが課題となっている。

学校給食施設の整備に係る事業は、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえた事業計画を立てているが、近年、国の予算に対して地方の事業規模が上回るために、少なからぬ自治体において事業が不採択となっている。

小・中学校の児童生徒数が減少する中においても、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援学校の教室不足数は依然として多いことから、引き続き施設の整備が必要である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場の支援の充実

(3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 文部科学省

県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 公教育の一翼を担う私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、国の私学振興策を一層充実すること。
- 2 就学支援金制度の充実を図るとともに、地方自治体が行っている保護者に対する入学金や学費の軽減のための財政支援制度に対しても国の支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

私立学校への経常費助成

千葉県私立学校は生徒数割合(平成28年5月1日現在)で高等学校31.7%、中学校6.0%、小学校1.0%、幼稚園90.5%、専修学校95.2%、各種学校100%を占めるなど、本県の学校教育において大きな役割を果たしている。

国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の保護者負担の軽減に資するため、都道府県が高等学校・中等教育学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を補助している。

しかし、平成29年度予算の高等学校における国庫補助の生徒1人あたり予算単価は、地方交付税の同単価の約1/5であり、県の生徒1人あたり経常費補助単価に対する割合は、平成28年度当初予算段階で約16%と低い水準であることから、更なる充実が求められる。

生徒の保護者の負担軽減

私立高校の授業料については、平成22年度の就学支援金制度の創設及び平成26年度の制度改正によって、主に低所得世帯に対して手厚い助成が行われるようになったものの、年収約910万円未満の世帯まで実質無償になる公立高校に比べて、私立高校の場合は多くの世帯に重い負担が残る。

県では、私立高校に通う生徒保護者の更なる負担軽減のため、授業料減免事業及び入学金軽減事業を全額県費で実施しているが、近隣都県の制度を

比較すると財政力等によって内容に差があることから、生徒保護者の間に不公平感が生じている。

教育費無償化の議論が活発化している現状も踏まえ、今後とも経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある生徒がどこに在住していても安心して教育を受けられるようにするためには、国において、就学支援金制度の更なる拡充と、各都道府県が行う学費助成制度に対する財政的支援を行うことが必要である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

7 成田国際空港の機能拡充及び観光立県の推進

(1) 成田国際空港の機能の拡充

提案・要望先 法務省、国土交通省、農林水産省
県担当部局 総合企画部、農林水産部

【提案・要望事項名】 成田国際空港の機能の拡充

【具体的な提案・要望内容】

1 成田国際空港の更なる機能強化

我が国の国際競争力の強化に向けて、国がその必要性を表明し協議を行っている、滑走路増設を含む成田国際空港の更なる機能強化の検討に当たっては、以下の事項について、国の責任において十分な対応を図ること。

ア 成田国際空港の更なる機能強化について、地域の理解と協力を得るため、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

イ 更なる機能強化に併せて、成田国際空港周辺地域の環境対策・地域共生策の一層の強化について真摯に検討すること。

ウ 環境対策・地域共生策等の充実に図るための今後の財源確保について、成田国際空港周辺対策交付金の増額など、あらゆる方策を講じること。
また、周辺対策交付金の使途について、空港周辺市町の実情に合わせて柔軟な対応を可能にするなど、地域の均衡の取れた発展に積極的に協力すること。

エ 新たな施設整備や機能維持に伴う公共施設等の整備・更新等に当たっては、地元負担軽減のため財政上の特別措置を講じること。

オ 成田国際空港を活用した卸売市場の輸出拠点化について、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金など、整備に必要な予算を確保すること。

2 成田国際空港の利便性の向上

ア 成田国際空港から県内外への交通アクセスを更に充実させ、空港周辺をはじめとする広域的な活性化も期待される首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期完成に向けた整備を促進すること。

イ 成田国際空港と新東京駅を36分、羽田空港と新東京駅を18分で直結することを目指した都心直結線の調査・検討について、成田国際空港と新東京駅のアクセス時間短縮を最優先に検討を進めること。

また、長期的には、成田・羽田両空港間を結ぶリニアモーターカーに

についても、国策として、国において検討を開始すること。

ウ 空港利用者の快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員などにより、出入国審査手続等（C I Q）の更なる迅速化を図ること。

【直面している課題・背景】

首都圏の国際拠点空港である成田国際空港は、平成27年4月にLCC（格安航空会社）が入居する第3旅客ターミナルビルの供用を開始し、施設整備の面からも年間発着枠30万回化が完了した。また、高速離脱誘導路等の整備や、ファーストレーンの導入など、空港の利便性・快適性の向上を目指した取組を進めるとともに、環境対策・地域共生策の充実などに積極的に取り組んでいるところである。

我が国においては、近年、著しく増加している訪日外国人旅行者数が、平成28年に2,400万人を超えて過去最高となったが、引き続き更なる増加が見込まれるなど、今後とも増大する国際航空需要に対し、成田国際空港は、的確に対応していく必要がある。

また、アジアの主要空港との国際空港間競争が激しさを増す中で、成田国際空港は、我が国の国際競争力強化のために、アジア有数のグローバルハブ空港としての地位を確固たるものにすることが求められている。

こうした中、国からは、滑走路の増設を含む成田国際空港の更なる機能強化が必要であるとして、成田国際空港に関する四者協議会の開催の要請があり、平成27年9月から具体的な検討が進められているが、地元からは抜本的な騒音対策や空港周辺地域の均衡ある発展を望む声があり、今後、これらへの対応を図りながら議論を深めていく必要がある。

成田市では、成田国際空港を活用した農林水産物の輸出拡大のための拠点化を目指して、成田市公設地方卸売市場を再整備することとしており、県としても、産地の活性化などにつながる重要な取組として支援を行っている。このように、空港周辺地域の発展のため、空港を活用した産業の振興を促進するとともに、空港周辺地域を含めた広域の活性化に資する社会基盤の整備を推進することにより、地域の振興を図る必要がある。

一方、首都圏における航空需要に的確に対応し、我が国の国際競争力を強化するためには、成田・羽田両空港の一体的活用の推進により、首都圏における国際航空機能の最大化を図ることが重要である。

そのためには、交通アクセスの一層の強化が必要であり、道路については、県内や首都圏各地と成田国際空港のスムーズな人・物の流れの強化のために整備が進められている首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、北千葉道路、銚子連絡道路などの事業の早期進展が求められる。

また、鉄道については、平成22年7月に都心と成田国際空港間を36分

で結ぶ成田スカイアクセスが開業するなど、着実に交通利便性の向上が図られているが、現在、国では、両空港と東京都心をつなぐ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査・検討が進められている。

この都心直結線については、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年4月20日交通政策審議会答申)にも、位置付けられており、今後は国策として推進していくことがより一層求められる。

さらに、長期的には、両空港間に同一空港並みの利便性を実現させることが重要であり、そのためには両空港を約10分で結ぶリニアモーターカーが必要となる。このリニアモーターカーは、空港機能の一部と位置付けるべきものであり、速やかに検討を開始することが必要である。

【参考】

首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ(概要) (平成26年7月8日)	
■2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに実現し得る主な技術的な方策	
羽田空港	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路処理能力の再検証 滑走路運用・飛行経路の見直し 【現状:約45万回】 ⇨ 年間+約4万回 計 +約4万回 【1日約50便】
	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路の増設
成田空港	<ul style="list-style-type: none"> 管制機能の高度化 ⇨ 年間+約2万回 高速離脱誘導路の整備 ⇨ 年間+約2万回 夜間飛行制限の緩和 ⇨ 年間+α回 【現状:約30万回】 計 +4万回+α 【1日約50便】
	<ul style="list-style-type: none"> 既存滑走路の延長 滑走路の増設 ⇨ 年間+約16万回
合計 約83万回 (年間75万回+約8万回) 【1日+約100便】	
合計 約100万回 (年間約83万回+約16万回)【1日+約200便】	

平成29年度 国土交通省航空局関係予算決定概要(平成28年12月)より引用

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

7 成田国際空港の機能拡充及び観光立県の推進

(2) 観光立県の実現

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 訪日プロモーション関連事業に関し、諸外国の消費者の目線に立った正確な情報の発信に努めるとともに、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開により、MICEも含めた訪日外国人旅行者の拡大に努めること。
- 2 我が国のゲートウェイにふさわしい“おもてなし”の強化を図るため、成田国際空港や羽田空港に日本の魅力的な伝統文化や食文化等を紹介する施設の整備を図るとともに、両空港の利便性を高めるため、空港内等における総合的な観光案内機能を拡充すること。
- 3 千葉県観光への入り口である成田・羽田両空港をはじめ、鉄道駅等の交通インフラにおける公衆無線LAN接続環境のさらなる整備と接続手続等の改善を促進させるなど、受入体制を強化すること。

【直面している課題・背景】

少子高齢化の進展により、我が国の人口が減少に転じた中、経済の活力を維持していく上で、経済効果の大きい国内外の観光交流人口の増大を図るための取組の重要性が高まってきている。

国においては、平成28年3月末に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、そして、その後も見据えて、訪日外国人旅行者数について新たな目標を、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とし、観光先進国に向け、万全の対策を講じることとした。

本県ではこれまでも、外国人旅行者の誘致促進のための各種事業に取り組んでいるところであるが、今後、そうした取組を更に強化していくためには、実際の受け入れを担う、地方を主体とした国との連携事業の充実が必要である。

さらに、諸外国の消費者の目線に立った的確な情報発信に努めつつ、地域

の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開により、M I C E も含めた訪日外国人旅行者の量的拡大に努めていく必要がある。

これに加え、我が国のゲートウェイにふさわしい“おもてなし”として、成田国際空港や羽田空港を利用する外国人が安心・快適に旅行できるよう、公共交通機関等の案内機能の強化や日本の食文化をはじめとする“日本らしさ・伝統・現代性”を紹介・P Rする外国人向けの総合的な観光・物産案内機能の充実が望まれる。

このほか、観光庁の調査では、外国人旅行者が日本旅行中に困ったこととして「無料公衆無線LANの接続環境の不便さを挙げた方が多かったことから、旅行者の導線となる成田・羽田両空港をはじめ、鉄道や高速バスなどにおける公衆無線LANの接続環境を整備するとともに接続手続等の改善を進める必要がある。

7 成田国際空港の機能拡充及び観光立県の推進
 (2) 観光立県の実現

提案・要望先 国土交通省
 県担当部局 県土整備部 商工労働部

【提案・要望事項名】 千葉県内のクルーズ振興促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉港、木更津港、館山港においてクルーズ船受入れに係る港湾の整備を促進し、必要な予算を確保すること。
- 2 クルーズ船寄港に向けた受け入れ態勢の充実を図るため、地域間連携推進への支援を行うこと。

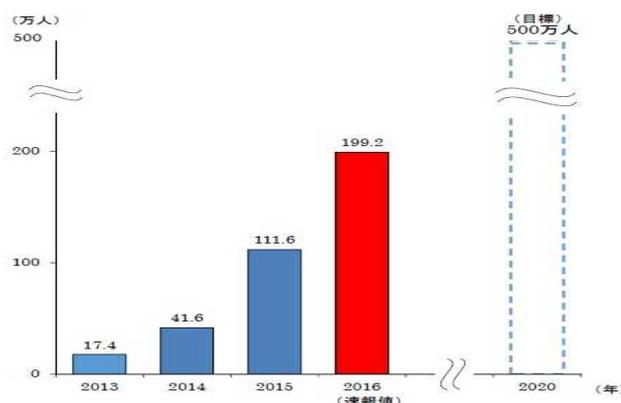
【直面している課題・背景】

近年、クルーズ船の寄港需要の増加は著しく、2020年を目標として官民一体で進めてきた「クルーズ100万人時代」は大幅に前倒して実現され、平成28年5月に、国が策定した「観光ビジョン実現プログラム2016」には、「広域観光周遊ルートの世界水準への改善」「クルーズ船受入の更なる拡充」などの施策も盛り込まれた。

本県には世界にも発信できる様々な魅力があり、このポテンシャルを考えれば、光り輝く千葉の魅力を全国・海外に発信し、国際交流の推進と海外取引・外国人誘客の促進を図ることが地域活性化の切り札となる。

クルーズ船寄港を早期に実現するためには、既存施設の改良等の港湾施設の整備や「みなとオアシス」を活用するなどクルーズ旅客の円滑な周遊を可能とする環境整備、クルーズ船寄港のための受け入れ態勢の充実が必要であり、そのためには必要な予算の確保、国による整備促進や地域間連携推進の支援が不可欠である。

【参考：クルーズ船による外国人入国者数（国土交通省資料）】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力の強化に関する支援等の拡充

提案・要望先 経済産業省、環境省

県担当部局 防災危機管理部、商工労働部

【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力の強化に関する支援等の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、立地企業が実施する企業間連携・設備増強等の競争力強化に向けた取組や、生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対し、石油産業以外の産業も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 2 土壌汚染対策法の改正に伴う省令等による制度の具体化に際しては、立地企業への負担軽減が図られるよう、事業者等の意見を十分に踏まえて検討されること。
- 3 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

京葉臨海コンビナートは、我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地であるが、近年、国際競争の激化等により、厳しい事業環境にさらされている。そのため、競争力強化に向けた設備投資や、災害時におけるサプライチェーンの確保・早期回復の観点から、コンビナート全体の耐震性・津波耐性等の強化が、重要な課題となっている。

このような中で、国においては、「石油コンビナートの生産性向上及び強じん化推進事業」(平成29年度予算)により、コンビナートの生産性向上・強じん化に向けた支援に取り組んでいるところであるが、当該支援は、製油所を中心とした内容となっており、鉄鋼、石油化学産業等への支援としては十分とは言えない状況である。

また、平成22年の改正土壌汚染対策法施行に併せ、新たに自然由来物質に対して規制対象が拡大されたため、県内経済界から、コンビナートにおける設備投資等に対する悪影響など、競争力の低下に対する懸念の声が寄せられている。

国においては、土壌汚染対策法の見直しが中央環境審議会において検討

され、同法の一部改正法が平成29年通常国会において成立したところである。今後の省令等による制度の具体化に当たっては、立地企業への負担軽減が図られるよう、事業者や都道府県の意見を十分に踏まえ、検討が行われることが必要である。

さらに、コンビナートの競争力強化や安全管理の徹底を図るためには、現場を支える人材の技術力や危機管理能力、マネジメント力の向上が不可欠であるが、団塊世代の退職に伴い長年培った経験や知見が十分継承されていないことが問題視されており、高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材育成が喫緊の課題となっている。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省

県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 中小企業の生産性を向上させるために、設備投資等を促進する支援策を継続するとともに、小規模事業者が事業の持続的な発展を図れるよう、地域での相談体制を充実させること。
- 2 「地域中小企業応援ファンド」を活用した本県の基金事業が平成30年度及び31年度で終了するにあたり、国から継続方針が示されたところであるが、低金利下のため、果実運用型の基金事業だけではなく、これに代わる補助金事業の創設も含めて、今後のあり方を検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。

【直面している課題・背景】

我が国を取り巻く経済環境は、国の経済対策の効果により回復基調にあるものの、消費税引上げに伴い、一部の中小企業にマイナスの影響が生じ、景気回復の流れが地域にまで及んでいないとの声も少なくない。

景気回復の流れを確実なものとし、地域経済へも波及させるためには、地域を支える中小企業・小規模事業者へのきめ細かい支援が必要である。

特に、中小企業の設備投資を促進する「ものづくり補助金」は、小規模企業も活用することができ、また、製造業のほか商業・サービス業まで補助対象とするなど、幅広く中小企業の生産性向上に貢献しており、今後も同補助制度を継続して実施する必要がある。

また、経営資源の確保が困難な小規模企業が事業の持続的な発展を図るためには、地域における支援体制が重要である。特に、「よろず支援拠点」が行う「サテライト相談所」など地域に出向いた相談対応は小規模事業者に効果的に活用されており、事業引継ぎ支援センター等においても同様の取組が期待される。

今後も地域での相談体制が継続して整備されるとともに、相談員の増員

による個別相談の充実等、支援体制の拡充が必要である。

本県では「地域中小企業応援ファンド」を活用した基金事業により、中小企業の創業や販路開拓、農商工連携等に対する支援を行っているが、本事業が平成30年度で終了することから、先般、国により果実運用型のファンドでの事業継続方針が示されたところである。しかしながら、現在の低金利下での果実運用型の基金では、事業費の確保が困難なことから、補助金の創設も含めて、機能の継続を図る必要がある。

経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図ることが重要である。平成27年度の地方公共団体における官公需契約比率は74.5%であったが、国においては51.1%であり、今後も同比率の引上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を推進していく必要がある。

8 産業振興と雇用・就業支援の充実
(3) 働き方改革の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】 働き方改革の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 若者、女性、高齢者、障害者等が意欲と能力を最大限に発揮できる雇用環境の整備のため、国全体としての取組を積極的に推進すること。
- 2 特に、若年者の雇用のミスマッチ解消、正規雇用の就労促進及び職場定着支援の充実を図るための十分な財政支援を行うこと。
- 3 さらに、障害者雇用に対する企業の理解促進を図るとともに、障害者の一層の雇用拡大を図る取組を支援すること。

【直面している課題・背景】

少子高齢化の進行により、労働力人口の減少が見込まれる中、働く人の希望をかなえ、生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる積極的な取組が求められている。

本県においては、公労使会議や雇用対策協定などを通じ、国や関係団体等と連携しながら、誰もが働きやすく働きがいのある雇用環境の整備を進めているが、今後も実効性のある継続した取組への支援が必要である。

特に、若年者に関しては、失業率、不本意非正規雇用の割合及び離職率がいずれも高いなど、依然として厳しい状況が続いていることから、雇用のミスマッチ解消に向けた就労支援や職場定着支援などの充実が求められており、本県においては、若者向けワンストップ・サービスセンターとして「ジョブカフェちば」を設置し、正社員での就職に向けた就労支援サービスを提供するとともに、県内中小企業の人材確保・職場定着に向けた支援を行っているところである。

全国のジョブカフェで実施されている「若年者地域連携事業」については、27年度就職者数の実績が目標未達成であったことから、厚生労働省「雇用保険二事業に関する懇談会」において、「事業の廃止又は見直しが必要」との事業評価がなされたが、「ジョブカフェ」の地域における機能・役割を踏まえ、「若年者地域連携事業」において実施されている、きめ細やかな就職相談、企業との交流イベント、定着支援セミナー等を今後も継続することが必要である。

【参考 1：年齢階級別完全失業率（全国）】

（総務省「労働力調査」詳細集計）

年齢	全体	15～ 24 歳	25～ 34 歳	35～ 44 歳	45～ 54 歳	55～ 64 歳	65 歳 ～
平成 28 年平均	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9

【参考 2：不本意非正規の状況（全国）】

（平成 28 年平均「労働力調査」詳細集計）

	人数（万人）	割合（％）	対前年比（％）
全体	2 9 6	1 5 . 6	1 . 3
15～24 歳	2 5	1 1 . 1	1 . 7
25～34 歳	6 4	2 4 . 4	2 . 1
35～44 歳	6 1	1 6 . 8	1 . 1
45～54 歳	6 4	1 6 . 9	0 . 0
55～64 歳	5 9	1 5 . 4	1 . 2
65 歳以上	2 3	8 . 2	0 . 6

障害者の就職意欲は年々高まっており、県においても、障害者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう障害者雇用を促進しているところである。

平成 2 8 年 6 月 1 日現在の県内の民間企業における障害者の実雇用率は、1 . 8 6 % と、前年度より上回ったものの、全国平均の 1 . 9 2 % を下回るなど、依然として低迷しており、法定雇用率達成企業の割合も 5 1 . 5 % と半分近くの企業が雇用率を達成していない状況となっている。

さらに、平成 3 0 年 4 月からの改正障害者雇用促進法の施行により、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加され、法定雇用率の引上げが見込まれており、ますます、障害者の就業意欲と企業の雇用意欲が高まることが予想されている。

そのため、障害者の法定雇用率達成に向け、労働局とハローワークが連携して行う雇用率達成指導を強化するとともに、障害者就業・生活支援センター支援員の更なる増員など就労支援体制の一層の充実が求められている。

また、精神障害者等の雇用義務化に向けては、改正障害者雇用促進法の趣旨の周知徹底を図るとともに、精神障害者等の雇用促進を図る地域独自の取組を支援するための制度の創設が必要である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 飼料用米等の安定生産の推進と支援制度の見直し

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、将来にわたって計画的に飼料用米をはじめとする新規需要米の生産に安心して取り組めるよう、助成水準の維持を含め、法制化等による支援制度の恒久化を行うこと。
- 2 産地交付金について、都道府県の耕地面積に応じた配分とし、当初設定した交付単価が維持できるよう、配分ルールを見直すこと。
- 3 農業経営の安定や地域農業の振興に資する地域特産物のうち、特に重要な作物である落花生について、経営所得安定対策の対象作物とすること。

【直面している課題・背景】

飼料用米等に対する支援は、数量払いの実施や多収品種への助成など充実したものとなっているが、これらの支援策は法令等に基づくものではないため、その継続性を不安視し、飼料用米等への取組を躊躇する農業者も見られる。また、平成29年度は、二毛作や耕畜連携、加工用米の複数年契約の新規取組が国の助成メニューから除外されるため、農家への助成水準は確実に低下する見込みである。

農業者の不安を払拭し、計画的に飼料用米等の生産に安心して取り組めるようにするためには、助成水準の維持を含めた支援制度の恒久化が必要である。

産地交付金については、配分ルールが明確ではなく、本県への配分額は、水田面積に比して少ないことから、飼料用米等の面積が増加すると、当初設定した交付単価を減額せざるを得ない状況にある。

また平成28年度は、配分額が前年度の8割にとどまり、交付単価をさらに減額したため、生産者への十分な支援ができなかった。

本県の落花生は、全国の収穫量の8割近くを占め、加工品の製造販売や観光など関連産業も多く、また、輪作作物としても広く栽培されている本県の重要な地域特産物である。

しかしながら、諸外国との生産条件の違いから輸入品とは大きな価格差があり、経営面では再生産価格を確保できていない状態となっている。

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

国営造成施設等基幹水利施設の保全対策制度の見直し及び農業農村整備事業予算の安定的な確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国営造成施設の老朽化対策については、国策で造成した施設であることを鑑み、全ての施設に対し、機能診断から対策工事まで、国が一貫して実施するよう制度を改正し、地域の負担軽減を図ること。
- 2 県内施設の均衡ある老朽化対策実施のため、国、水資源機構、県等で連携して、県内施設を同一基準で比較し、保全計画を策定する仕組みを構築すること。
- 3 国営造成施設等の維持管理費について更なる支援を行うこと。
- 4 国や県のみならず、市町村、土地改良区等に至るまで、均衡ある保全対策を計画的に行えるよう、農業農村整備事業予算については、国の当初予算において安定的な確保を行うこと。

【直面している課題・背景】

千葉県は水源に乏しく、農業用水の多くを利根川に頼っており、国、水資源機構、県等により多くの農業用排水施設が造成されたが、それら基幹水利施設の半数以上が耐用年数を超え、老朽化している。

国の老朽化対策制度は一部改善がなされたが、基幹水利施設のうち一定規模未満の国営造成施設については、県が工事を行う仕組みが残されたままであり、加えて、県内には国営と同様、大規模な水資源機構造成施設があるため、国と水資源機構が連携なく所管施設の保全計画策定及び工事を行うと、県内施設の均衡ある老朽化対策ができなくなるおそれがある。

国営造成施設（国有財産）の維持管理費については、国費の補助はあるものの、県、市町村、土地改良区等も負担しており、末端施設の老朽化による補修等に費用がかさむ中、維持管理費の捻出が年々厳しくなっている。

さらに、近年はゲリラ豪雨等による洪水や、大規模地震の発生が危惧されるところであるが、都市近郊の農村地域の排水等、防災機能を担って

いる排水機場等の基幹水利施設が損壊すると、公共財産や人命にも重大な被害が生じる恐れがあるため、施設の点検・調査の結果、性能や安全性が不十分であることが判明した場合は、速やかに整備を実施する必要がある。

このように、水利施設の保全対策予算が必要とされる中、国の当初予算における千葉県への平成29年度農業農村整備予算の配分は、要望額の46%であり、地域を含めた計画的な保全対策が困難となることが懸念される。

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 環境省、農林水産省
県担当部局 環境生活部、農林水産部

【提案・要望事項名】 有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について予算措置を拡充すること。
- 2 有害鳥獣処理施設に対する補助制度について、焼却処理促進のため、補助率や補助対象施設を拡充すること。
- 3 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 4 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、新たなICT技術や繁殖抑制技術などを開発すること。
- 5 キョンを狩猟鳥獣に指定すること。
- 6 外来生物への対策を強化すること（遺棄・放逐等に対する規制の強化、国による捕獲の推進、生息状況の研究や有効な捕獲手法の開発・普及、自治体を実施する特定外来生物対策費用に対する財政措置）。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算措置拡充について

本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。

しかしながら、野生鳥獣による平成27年度の農作物の被害金額は、約3億9千万円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その約5割を占めている。

本県をはじめ全国的に鳥獣被害は深刻な状況であり、対策に要する費用が増加しているにもかかわらず、鳥獣被害防止総合対策交付金は市町村の要望に対して十分な措置がなされておらず、市町村において必要な財源を確保することが困難となっている。

2 有害鳥獣処理施設に対する補助制度の拡充について

捕獲した有害鳥獣は、埋設または焼却により処分するが、イノシシ等の大型獣については、埋設作業や市町村等が管理する一般廃棄物処理施設の投入口に対応するための裁断作業は困難でかつ、多大な労力を要し、捕獲推進の支障の一因となっている。

焼却の促進のため、農林水産省では「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、市町村等による有害鳥獣専用の焼却施設整備を支援しているが、整備費用が高額であるため、2分の1の補助を得ても、市町村は相当程度の負担を求められている。

さらに、有害鳥獣以外のものも併せて焼却する場合は補助対象とはならないことが、全国的にみても整備が進まない原因の一つと考えられる。

3 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。より詳細な調査を行い、生態等の解明が必要である。

特にイノシシは、生息数推計方法が確立されていないことから、効果的な捕獲ができるよう、集中して捕獲を行う場所が把握できるような精度の高い生息数推計方法の開発・確立が必要である。

4 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

有害鳥獣の個体数の適切な管理や農作物等の被害防止のためには、生息数を減少させることが急務となっており、そのため、以下のような新たな技術の開発が待たれている。

- ・ 箱わなについて、見回りの大幅な省力化による負担軽減を目的とした精度の高い通報システムなどのICT技術の開発・実用化。
- ・ ドローンを活用した有害鳥獣の監視・調査システムの開発。
- ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

5 キョンの狩猟鳥獣への指定について

キョンは、特定外来生物の指定を受けており、狩猟による個体数の減少等を懸念する必要はない。また、キョンの推定生息数は、平成22年度末で約11,000頭が、平成27年度末には約49,500頭と5倍近くに達しており、狩猟鳥獣への指定を含めたあらゆる手段を用いて生息数を削減する必要がある。

平成29年1月30日に開催された中央環境審議会において、「平成29年度に狩猟鳥獣にすることは見送るが、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制とその運用が確認された場合は、速やかに新規指定の検討を行う」ということで合意が得られた。

これを受け、千葉県としては、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制の整備を進めることとしている。

6 外来生物への対策の強化について

生態系等に係る被害を及ぼす外来生物は、「外来生物法」により特定外来生物に指定され、輸入や飼養等が禁止されるとともに、国内に生息して

いるものは防除することとされている。

しかし、移入初期段階で迅速な対応を行わなかったため、生息域が拡大し、防除が困難となった事例もある。そのため、生息域が特定の都道府県に限られている外来生物であっても、生息数や生息地域の拡大を防ぐため、以下のような対策が必要である。

- ・ 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化
- ・ 国による捕獲の推進
- ・ 外来生物の生息状況の研究
- ・ 有効な捕獲手法の開発と普及
- ・ 特定外来生物対策費用に対する財政措置（補助金、特別交付税措置など）

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省、厚生労働省、法務省
県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 担い手の減少や労働力不足を補う対応の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業の担い手の減少や労働力不足への対応として、機械化やロボット技術の早期普及を図るため、低価格な農業関連機械の開発促進すること。
また、農作業にドローンを使用する際の規制については、現状に合うよう検証し緩和すること。
- 2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の改正に伴う3号研修生(4～5年目)を、施行時に既に帰国した技能実習生も対象とすること。
- 3 漁業の中核的担い手を育成するため、漁船を円滑に導入できる「浜の担い手漁船リース緊急事業」を拡充すること。
- 4 新規漁業就業者の支援として、収入が不安定な就業直後の給付金制度や、家族承継する漁家子弟への就業支援制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

本県の販売農家は、10年間で約2万戸(3割)が減少しており、県内全農業従事者の4割が70歳以上となっている。このため、現在の農業産出額を維持するためには、個別経営の規模拡大が必要である。また、国の施策でも、「担い手への農地利用集積・集約化の加速」を進めており、本県でも、農業の中核となる大規模農家を増やす取り組みを行っている。

今後も労働力の不足が見込まれるため、更なる担い手への農地集積を図り、規模拡大による農業の競争力強化を実現させるためには、不足する労働力対策として省力のための機械化やロボット技術等の早期の普及を図る必要がある。

ドローンによる防除などを行う場合、オペレーター以外に散布域確認のためのナビゲーターの配置が求められ、ドローン導入を図っても省力にならない。

実習期間を終え帰国した技能実習生のうち、引き続き日本での技術習得を希望する者がおり、また、研修受け入れ農家では、優秀な者については再度

受け入れたい意向が強い。

漁船の高船齢化が進んでおり、多くの漁船が更新時期を迎えている。国は中核的担い手が漁船を更新する場合には「浜の担い手漁船リース緊急事業」により支援しているが、当該事業を希望する漁業者も多く、要望に応えることができない状況にある。

平成 25 年の県内漁業経営体数は、2,441 経営体で、平成 20 年に比べ 677 経営体 (21.7%) が減少した。個人経営の目安となる、漁船 5 t 未満の経営体は 1,793 経営体 (総経営体数に占める割合 73.5%) で、平成 20 年に比べ 489 経営体 (21.4%) が減少している。

国では、新規漁業就業者総合支援事業により、漁業の将来を担う人材の確保・育成を行っているものの、農業次世代人材投資資金の経営開始型のように経営が軌道に乗るまでの間の支援がない。

また、家族承継する漁家子弟を対象とした就業支援制度がない。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省、環境省、国土交通省
県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 東京湾における漁場環境再生への取組強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京湾漁業に大きな負の影響を及ぼしている貧酸素水塊の解消に向けた取組を強化すること。
- 2 マコガレイやアサリなどの魚介類が豊富に存在し、ノリ養殖が安定的に行うことができる漁場環境の整備に取り組むこと。
- 3 減少した水産資源を回復するため、覆砂等により水産資源の生息や産卵に適した底質改善及び浅場造成等を行うこと。

【直面している課題・背景】

東京湾は1都2県に囲まれた閉鎖性の海域であり、古くから漁業が盛んで、本県漁業の中でも重要な位置を占め、生産される水産物は「江戸前もの」として高く評価されている。

しかしながら、東京湾周辺への人口や産業の集中・集積に伴う環境負荷の増大により、春から秋にかけての貧酸素水塊の形成は常態化・長期化し、青潮も毎年発生するなど、東京湾の漁場環境は大きく変化してきた。

こうした中、近年、マコガレイやアサリの生産量が大きく減少するとともに、秋季の海水温低下の遅れにより年内のノリ養殖生産が低迷して、平成27、28年漁期が凶作となるなど、特に富津市以北の東京湾における漁業の存続は危機に瀕している。

県では、東京湾に流入する汚濁負荷の削減を図るとともに、漁業被害を軽減するため、貧酸素水塊情報の提供や覆砂による地盤の嵩上げ支援等の対策を講じているが、貧酸素水塊の解消等の東京湾全体の漁場環境再生は、国の取組が不可欠である。

国においては、9都県市及び関係省庁からなる「東京湾再生推進会議」を設置し、平成15年から10年間の取組が行われたが、底層の溶存酸素量等の改善傾向を示すには至らず、平成25年以降第2期の取組が進められているが、具体的な施策がなかなか進んでいない状況にある。

また、東京湾等の閉鎖性海域では、貧酸素水塊の発生等により水生生物の

生息等に障害が生じていることから、平成 28 年 3 月、水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物の、生存や再生産が適切に行われることを目的に、「底層溶存酸素量」が新たに水質汚濁に係る環境基準に追加された。

【参考：東京湾（浦安市～富津市）における漁業・養殖業生産量の推移】

（単位：トン）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対15年比
のり養殖	21,026	16,530	21,303	15,635	17,898	18,625	15,987	15,321	9,932	15,002	12,799	61%
あさり	10,652	8,632	5,292	4,133	2,664	888	367	634	751	369	1,281	12%
魚類	5,712	5,945	6,374	5,461	6,551	7,560	5,523	5,877	6,073	5,245	4,269	75%
漁業・養殖業計	39,311	33,368	37,850	27,487	28,559	28,533	23,393	23,275	18,334	22,332	19,698	50%

※「漁業・養殖業計」には、のり養殖、あさり、魚類のほか、その他貝類等を含む。



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 商工労働部、農林水産部

【提案・要望事項名】 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 日本から輸出される食品等に対する諸外国の規制状況を把握し、引き続き都道府県等に速やかに情報を提供すること。
- 2 依然として輸入規制を強化している諸外国に対して、安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置をとることがないように、引き続き働きかけを行うこと。

【直面している課題・背景】

東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、日本から輸出される食品等に対して、多くの国や地域で輸入規制が実施された。平成28年度までに、タイなどで規制が緩和され、要望に対する一定の成果が見られたものの、依然として、千葉県産の食品等の輸入を全面的に停止している国や、政府作成の放射性物質検査証明書の添付を求めている国、検査機関作成の検査レポートの添付を求めている国があり、食品を輸出する県内食品関連企業、団体等の負担となっている。

本県が現在、重点的に交流等を推進している国・地域の一つである台湾では、千葉県を含む5県に対する食品（酒類を除く）の輸入停止に加え、平成27年5月に、新たに42都道府県を対象として輸入規制を強化する措置がとられた中、平成28年には政権が代わり、輸入規制の解除に向けた公聴会等が行われているが、一部のメディアなどの強い反発等の情報も確認され、規制の解除が不透明な状況となっている。

また、水産物の輸出拡大が期待される韓国については、同国が実施している水産物の輸入規制に対し、我が国政府が規制解除を求めて世界貿易機関（WTO）にパネル（紛争解決小委員会）の設置を要請し、平成27年9月に設置され、平成28年2月にはパネリストが決定され審理が始まっている。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(3) 国際的な経済連携における農林水産業等への十分な配慮

提案・要望先 農林水産省、経済産業省

県担当部局 商工労働部、農林水産部

【提案・要望事項名】

国際的な経済連携における農林水産業等への十分な配慮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 現在交渉中の日EU・EPAなどについて、十分な情報提供と必要な国境措置を確保すること。
- 2 国際的な経済連携に対する農林漁業者の将来への不安を払拭し、確実に再生産が可能となるよう、農林水産業の体質強化対策を継続的に実施すること。
- 3 経済のグローバル化に伴い増加傾向にある中小企業に対する海外展開への支援を継続的に実施すること。

【直面している課題・背景】

TPP協定については、米国が平成29年1月30日に離脱することを他のTPP署名国に通知しており、TPP協定の発効は不透明な状況となっている。

国では、TPP協定の早期発効を目指しながら、日EU・EPAの早期合意や、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)などの協定交渉を進めている。

4月18日に「日米経済対話」の初回会合が行われ、麻生副総理とペンス米国副大統領は、自由で公正なルールに基づく貿易と投資は、日米のみならず、世界経済の成長と繁栄を実現するための不可欠な価値であり、行動原則であることを確認した。

海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国の地域に取り込んでいくことは重要なことであるが、国際的な経済連携協定の交渉結果により、地域の基幹産業である農林水産業には価格低下などの大きな影響が懸念され、県内の生産現場では、将来への不安感が増大しており、十分な配慮が必要である。

中小企業の海外展開については、海外を市場として取り組むことで我が国経済の成長に寄与するものであり、継続的な支援が必要である。

9 農林水産業の振興

(4) 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫体制の強化

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫体制の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 大規模農場での発生や他県との同時発生など様々な状況に、迅速かつ確実な防疫対応ができるよう、国においても防疫資材の備蓄機能の拡充と防疫作業の動員体制を強化すること。
- 2 家畜防疫を取り巻く環境の変化に適應するため、家畜保健衛生所の機能強化に対する施設整備等の補助対象を拡大するとともに十分な予算措置を講じること。

【直面している課題・背景】

平成29年3月24日に飼養羽数約6.2万羽の農場で発生した高病原性鳥インフルエンザでは、発生から移動制限の解除までに県、市町村、関係団体・企業、自衛隊等、延べ約5千人を動員して、早期に防疫作業を完了した。

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、迅速かつ確実な初動対応により感染の拡大を防ぐ必要がある。そのためには、防疫資材の安定的な供給と、防疫作業員の十分な確保が特に重要であるが、県単独での備蓄や動員体制の強化には限界がある。

隣県においても発生に備えた防疫対応を強化する必要があるため、協力を要請することは難しい。

全国有数の畜産県である本県では、畜産農家の大規模化や偏在化が進展しており、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、まん延した場合には、被害が甚大になる恐れがあることから、迅速かつ的確な防疫活動を行う危機管理拠点として家畜保健衛生所の機能を強化する必要がある。

現在、消費・安全対策交付金の補助対象は、高度バイオセキュリティ対応施設の整備に限られ、それ以外の機能強化に資する検査室や備蓄倉庫などの整備は対象外である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(1) 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続

【具体的な提案・要望内容】

首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化や都心部の迂回機能を確保するため、東京湾アクアライン通行料金引下げが首都圏にもたらす効果等を十分踏まえ、「アクアライン割引」を継続すること。

【直面している課題・背景】

東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、国土の強靱化と地方創生を実現していくうえで極めて重要な高速道路である。

平成21年8月から実施した通行料金800円（ETC 普通車）の社会実験では、アクアラインを活用した「人」、「モノ」の動きが活発化し、通行料金割引が観光や企業進出、物流など、の本県産業の生産性の向上や地域経済の活性化に大きく寄与していることが確認された。

国において、平成26年4月から国及び千葉県の負担を前提に「アクアライン割引」として通行料金800円（ETC 普通車）が、当分の間、継続された。それ以降、2年6か月間の割引による経済波及効果は、首都圏において約1,155億円と推計され、千葉県のみならず首都圏に大きな経済効果がもたらされていることが確認されたところである。

今後も、アクアラインの効果を最大限発揮し、首都圏にもたらされる経済の好循環を加速させ、さらに波及させていくためには、「アクアライン割引」を継続させることが必要不可欠である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり (2) 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 大栄から横芝間の早期完成
大栄から横芝間については、用地取得並びに工事を確実に進め、早期に開通目標を設定し事業を推進するとともに、必要な予算を確保して、圏央道の一日も早い全線開通を図ること。
- 2 4車線化の整備促進
圏央道の暫定2車線区間については、早期に4車線化に着手し一日も早く完成させること。
- 3 インターチェンジ等の整備促進
圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与する(仮称)かずさインターチェンジ、(仮称)大網白里スマートインターチェンジ及び(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジの整備促進を図るとともに、圏央道のストック効果を最大限発揮させるため、インターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、東日本と西日本を結ぶ交通の大動脈として、本県経済の活性化や成田国際空港の機能強化、さらには災害時の救急救命活動など防災力の強化を図る上で、極めて重要な道路である。

平成29年2月26日に茨城県境古河ICから、つくば中央IC間が開通したことにより、東関東自動車道から東名高速道路までの間が接続し、成田国際空港から関東各地の観光地へのアクセス向上、沿線の大型物流施設の立地促進が期待されている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通したところであるが、圏央道の整備によるストック効果を県内においても最大限発揮させるため、残る大栄から横芝間の一日も早い開通が不可欠である。そのため、用地取得を加速させるとともに、工事を確実に進め一日も早い全線開通を図ること必要である。

本県の圏央道の大部分の区間が暫定2車線で開通しており、対面交通の

安全性や走行性、大規模災害時の対応などに課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。

インターチェンジのアクセス道路は、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(3) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国道464号の全線の直轄編入を図ること。特に西側区間(小室IC以西)を速やかに直轄管理区間とすること。
- 2 西側区間(小室IC以西)は、有料道路事業制度を活用し、専用部と一般部を併設した規格の高い道路を整備すること。
- 3 東側の未供用区間について、国で事業を進めている区間においては、平成30年度までの開通に向け着実に事業進捗を図るとともに、残る県で事業を進めている区間においては、早期開通に向け予算の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

東京外かく環状道路と成田国際空港を最短ルートで結び、沿線にある千葉ニュータウン、成田ニュータウンを連絡する道路である国道464号北千葉道路は、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における緊急輸送道路の確保等に寄与し、国土強靱化と地方創生を実現する、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。

現在、全体区間約43kmのうち、平成29年2月19日に印西市若萩から成田市北須賀までの4.2kmが開通し、約26kmが供用となったところである。残る東側の7.5kmについて、県と国が分担し事業を進めており、市川市から鎌ヶ谷市間の約9kmは、国による直轄調査を実施されているところであるが、事業化には至っていない状況である。

東側の7.5kmのうち、成田市船形から成田市押畑間は、平成30年度までの開通を目標に、国が全面的に工事を展開しており、続く成田市押畑から成田市大山間は、県が用地取得を進めるとともに、今年度から橋梁工事に着手する予定である。

小室インターチェンジ以西の西側区間については、平成28年12月19日に国、県、市及び高速道路会社で組織される「千葉県道路協議会」を開催し、事業主体や有料道路事業を視野に入れた整備方針について確認したところであり、その後、関係機関とともに専用部と一般部の連結位置などについて議論を進めているところである。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(4) 東京外かく環状道路の建設促進

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 東京外かく環状道路の建設促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京外かく環状道路の京葉道路との接続部である（仮称）京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方向と湾岸道路方向とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。
- 2 平成29年度の外環道の開通に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努めること。
- 3 本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業については、県や地元市が行っている整備を着実に推進するための予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

東京外かく環状道路は、首都圏中央連絡自動車道等とともに千葉県内の広域幹線道路の基幹となり、県北西部の慢性的な交通混雑の緩和や都市基盤の整備を図る上から大きな役割を果たすとともに、首都直下地震等の災害時に地域の安全性の向上に寄与する観点からも極めて重要な道路である。

本道路の（仮称）京葉ジャンクションについては、外環道と京葉道路とを相互に接続し、都心への交通分散や非常時の迂回機能など、大きな役割を担う立体交差施設であることから、現在、高速道路会社において、ランプの整備が進められている。未完成のランプ整備し、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。

道路は、環境保全に十分配慮し、事業の推進が図られるものであり、県が組織する、「東京外かく環状道路連絡協議会 環境保全専門部会^()」において、国及び高速道路会社により示された、東京外かく環状道路（千葉県区間）供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努める必要がある。

() 環境保全専門部会：千葉外環の都市計画変更（都計アセス）の際に環境担当部局から出された意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。事業者（国・NEXCO）県、市で組織。

本道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市（9分類22項目）・松戸市から要望されている（仮称）妙典橋や江戸川左岸流域下水道市川幹線・松戸幹線などを整備したところであり、そのほか国道14号市川拡幅、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場など、今後も着実に整備を進めて行く必要がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(5) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東関東自動車道館山線及び富津館山道路等の4車線化
 - ア 東関東自動車道館山線の機能強化を図るため、木更津南ジャンクションから富津竹岡インターチェンジ間の4車線化について、(仮称)浅間山バスストップの整備促進を含め、平成30年度までに確実に完成させること。
 - イ 富津館山道路については、4車線化に向けた計画の具体化を図ること。
 - ウ 富津館山道路の終点部である富浦インターチェンジから館山市内までの国道127号については、ボトルネックとなっている館富トンネルの4車線化等の機能強化を図ること。
- 2 京葉道路の渋滞対策の推進
渋滞の著しい京葉道路については、湾岸地域の円滑な交通の確保を図るため、早期に車線追加などの抜本的な対策の計画を具体化し、工事に着手すること。
- 3 東京湾岸道路の整備促進
 - ア 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体、舞浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業推進を図ること。
 - イ 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。
- 4 第二東京湾岸道路の早期具体化
湾岸地域における抜本的な渋滞対策を図るとともに、湾岸地域の更なる発展のために、早期に計画の具体化がなされるよう、調査・検討を進めること。
- 5 国道16号千葉柏道路の早期具体化
千葉市から東葛飾北部地域にかけての唯一の広域幹線道路である国道16号の渋滞緩和、千葉県北西部の交通の円滑化による生産性の向上や経済

の好循環を図るため、国道16号千葉柏道路の早期具体化を図ること。

6 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備推進

銚子連絡道路や長生グリーンラインを含む茂原から館山までの道路などの地域高規格道路等をはじめとする県内の国道、及び主要な県道の体系的かつ早急な整備の推進のため、予算の確保を図ること。

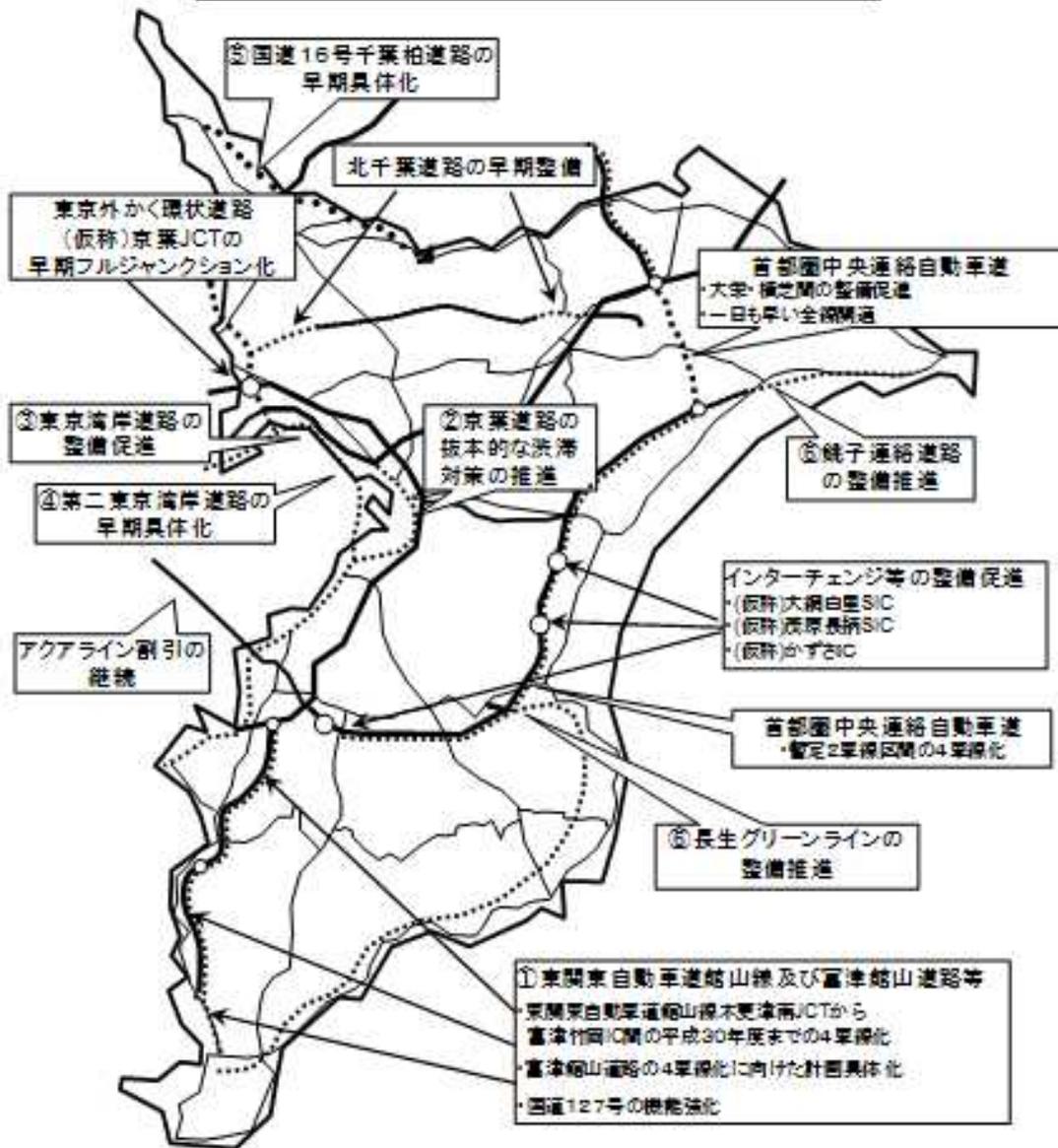
【直面している課題・背景】

全国的な交流と連携を強化し、国際的な戦略拠点などを結び、地域の交流と連携を支える高規格幹線道路と、それを補完する地域高規格道路等の整備を進め、その波及効果を全県に広げるとともに、生産性を向上し、災害時における緊急輸送道路の強化、渋滞の解消、交通事故削減など、安全で快適な生活環境を目指した道路の整備を進めているところである。

湾岸部の主要都市や重要港湾、臨海コンビナート、大規模集客施設などの都市機能が集積する地域を、環状に連結する湾岸地域においては、いまだ渋滞は解消されておらず、また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域などでは、大規模商業施設の拡大が続いており、両地域ともに交通状況が変化しつつあるところである。そのため、東京湾岸道路の一部をなす国道357号においては、舞浜立体の工事など渋滞対策が進められているが、湾岸地域の将来の発展のため、第二東京湾岸道路等による湾岸軸の強化とともに南房総地域のアクセス強化が必要である。

国土強靱化と地方創生を実現し、経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発揮させるため、県内各地を結ぶ道路ネットワーク機能の充実が必要である。

高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(6) 道路財特法に基づく国の負担又は補助の割合の特例(いわゆる補助率等のかさ上げ)の期限延長

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

道路財特法に基づく国の負担又は補助の割合の特例(いわゆる補助率等のかさ上げ)の期限延長

【具体的な提案・要望内容】

地方の道路整備に必要な予算を安定的に確保していくため、国庫補助制度の拡充とともに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路財特法)」に基づく補助率等のかさ上げ措置の期限を延長し、平成30年度以降も継続すること。

【直面している課題・背景】

これまでも、地域高規格道路などの道路整備に対して国庫補助制度が適用されており、平成29年度からインターチェンジアクセス道路に国庫補助制度が適用されることとなった。引き続き、トンネル工事など多年度に跨る大規模な工事等に対して国庫補助制度の更なる拡充により、道路整備に必要な安定的な予算を確保する必要がある。

地域の生活に密着した道路の整備を安定的に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、地方の道路整備に係る国の負担の割合を引き上げる特例措置が取られてきたが、平成29年度が期限となっており、安定的な予算を確保するため、平成30年度以降も継続する必要がある。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 インターチェンジ・主要観光地・高次医療施設などへのアクセス向上や主要渋滞箇所の対策等を図るための道路整備を図ること。
- 2 通学路における児童等の安全を確保するとともに、高齢者や障がい者など誰もが安全に安心して通行できるよう利用者の視点に立った歩道の整備や自転車走行環境の改善、交差点改良等の交通安全対策について、安定的な予算の確保を図ること。
- 3 老朽化が進む道路施設の着実な点検等を促進するため、コスト縮減が図れる点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

いまだ多くの未整備区間が残っている本県において、広域的な幹線道路の整備により、経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発揮させるため、これを補完する国道、県道及び市町村道の充実を図る必要がある。

通学路の緊急点検の結果を踏まえた安全の確保や、高齢者や障がい者に配慮した対策など、交通安全環境の改善に向けた取組も急務となっている。

道路施設の老朽化が進む中、施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し、事後的な修繕から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところであるが、予防的な修繕に必要な情報を得るために行う点検については、厳しい財政状況の中で、効果的・効率的な、コスト縮減のための新技術の開発などが必要である。

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 連続立体交差事業の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 連続立体交差事業の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 年度毎に計画している工事内容に合わせ、予算の集中投資が適切に実施できるよう、債務負担行為を含めた新たな補助制度の創設を図ること。

【直面している課題・背景】

千葉県では、新京成線新鎌ヶ谷駅付近、東武野田線野田市駅付近において連続立体交差事業を進めているところである。

連続立体交差事業は、交通渋滞の緩和や踏切の危険性、市街地の分断等を解消する、市街地整備の骨格をなす重要な事業であるが、通常の街路事業と比べ事業規模が大きく、かつ事業費の集中投資が必要となる。

今後も計画的かつ円滑な事業推進を図る為、必要な予算の確保に加え、複数年にわたって必要な工事内容に合わせた集中投資が適切に実施できるよう、新たな補助制度の創設を要望する。

なお、連続立体交差事業で除去される踏切は、踏切道改良促進法で指定された箇所であり、早急な対策が必要である。

【参考】

- ア 新京成線連続立体交差事業（鎌ヶ谷市）
 - ・事業区間 新京成線（鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅）
 - ・事業延長 3,257m
 - ・認可期間 平成13年度～平成36年度
 - ・除去踏切数 12箇所
 - ・高架化される駅 初富駅、新鎌ヶ谷駅、北初富駅
 - ・総事業費 約495億円
- イ 東武野田線連続立体交差事業（野田市）
 - ・事業区間 東武野田線（清水公園駅～梅郷駅）
 - ・事業延長 2,905m
 - ・認可期間 平成19年度～平成35年度
 - ・除去踏切数 11箇所
 - ・高架化される駅 愛宕駅、野田市駅
 - ・総事業費 約353億円

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 河川管理施設の適切な維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準の引下げ、補助率増嵩等、費用負担の軽減を図ること。
- 2 人口等が集積した市街地域内におけるコンクリート護岸や矢板護岸等について、補助事業の採択要件の緩和などにより、費用負担の軽減を図ること。

【直面している課題・背景】

県で管理している排水機場、水門等は、人口が集中する北西部に多く、初期に設置された施設は、既に耐用年数を超過している状況である。排水機場等に機能障害が生じた場合には、洪水や浸水等、甚大な被害が生じることから、維持管理及び更新を適正に実施する必要があるが、既に老朽化した施設が多いことから、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が概ね4億円以上である排水機場等を補助対象要件に、特定構造物改築事業として延命化事業を実施しているが、補助対象とならない比較的小規模な施設も多く、維持管理費の確保が課題となっている。

県管理河川の護岸等においては、経年劣化による老朽化が進行しており、一部の施設では老朽化が原因となった被害も発生している。そのため、老朽化した護岸等の早急な更新が必要であるが、国の特定構造物改築事業及び応急対策事業においては、コンクリート護岸や矢板護岸等の老朽化対策が交付対象となっておらず、事業費の確保が課題となっている。

【参考】

(単位：箇所)

施設種類	交付金対象	交付金対象外
排水機場	15	8
水門・樋門等	15	57
コンクリート護岸・矢板護岸等	-	全て

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 利根川及び江戸川の堤防整備の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を進めると共に、利根川下流部における河道掘削及び無堤区間の築堤工事を積極的に推進すること。
- 2 印旛沼を調節池として活用した放水路について、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

平成27年9月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出など、甚大な被害が発生した。このことから、利根川と江戸川に接する千葉県にとって、堤防整備は喫緊の課題である。

利根川及び江戸川の直轄河川工事については、平成25年5月に国が策定（平成28年2月一部変更）した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき堤防整備等を進めていくこととなる。

江戸川については、堤防の断面が不足している箇所があり、暫定堤防を完成堤防にしていくこととしているが、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の堤防整備の遅れが懸念される。

利根川については、下流部において流下能力を確保するため、河道掘削及び無堤区間における築堤工事を実施することとしているが、整備が完了するまで概ね20～30年の期間を要する見込みである。

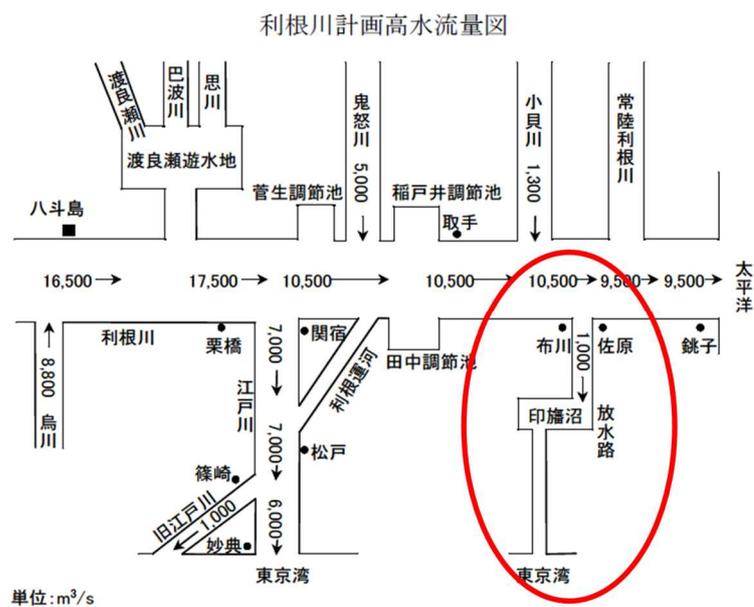
「利根川水系河川整備基本方針」には、「印旛沼を利根川の調節池として活用した放水路を整備する」とされているが、「河川整備計画」には、その位置付けが無い。平成25年10月の台風26号の降雨では、印旛沼が過去最高水位を記録し、流域では多くの浸水被害が発生した。また、印旛沼と利根川を結ぶ長門川において、河岸の侵食が顕著である。このため、流域市町で組織される「印旛沼関連事業市町連絡協議会」より早急な整備が要望されている。

【参考：利根川水系河川整備基本方針（抜粋）】

（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減

利根川の取手から下流においては、（中略）印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。



（上図は河川整備基本方針の流量配分図）

利根川から印旛沼を経由して東京湾へ抜ける放水路が位置付けされている）

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

社会資本の整備や老朽化対策等に係る財政支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。
- 2 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金など、制度をより一層拡充し、地方への財政支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

千葉県ではこれまでの公共投資により、物流施設の立地など、民間の投資が拡大され、新たな雇用が創出されるなどのストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に県内へ広く波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支えるための河川や港湾、公園などの社会資本整備は未だ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。

さらに、全国的に高度経済成長期に建設された道路、河川、港湾、公園、下水道などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、千葉県においても、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところであるが、今後、計画の実現に向けて、老朽化対策に要する費用や維持管理費が大きく増大していくことが懸念される。また、首都直下地震や近年頻発する大規模自然災害に備えた、防災・減災対策の充実についても喫緊の課題である。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(8) ハッ場ダム建設事業の早期完成

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 総合企画部、県土整備部

【提案・要望事項名】 ハッ場ダム建設事業の早期完成

【具体的な提案・要望内容】

ハッ場ダムは、利根川沿川地域の人々の生命・財産を洪水から守るとともに、首都圏の水資源の安定確保に資する重要な施設であることから、ダムの効果を早期に発現するよう、工期を厳守するとともに、更なるコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めること。

【直面している課題・背景】

ハッ場ダムは、利根川上流ダム群の一翼を担うダムであり、洪水調節量5,500 m³/sのうち最大で1,820 m³/sを担う重要な施設である。

千葉県は、利根川の最下流部に位置しており、ひとたび洪水の被害を受けると、その被害は極めて大きいものと想定される。このことから、ハッ場ダムは利根川上流で洪水調節を行い、下流の洪水を低減させるために必要であり、本県にとって重要な施設であると判断される。

一方で、千葉県は、水源の約3分の2を利根川水系に依存している。

これまで、利根川本川では、平成4年に現在の上流8ダムの供給体制になって以来、平成6年及び8年に30%の取水制限、平成9年、13年、24年、25年そして28年も10%の取水制限の渇水に見舞われ、県民生活及び社会経済活動に多大な影響がでており、県民等に必要不可欠な水を安定的に給水するため、渇水に対する安全性を高める必要がある。

また、将来の気候変動に伴い、渇水の増加が予測されていることから、上流ダム群の一つとなるハッ場ダムにより、流況の改善及び安定化が図られるものであり、当該ダムは県民等への安定給水のために重要なダムである。

ハッ場ダムは、本県にとって、治水・利水の両面から必要不可欠な施設であることから、ダムの効果が早期に発現するよう、工期を厳守するとともに、更なるコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めることが望まれる。

平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(9) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜全域(60km)の海岸保全施設の整備や養浜など侵食対策に対して、一層の推進のための予算の確保を図ること。

また、整備が広範囲にわたり、事業費の増大と高度な技術力が必要となるため、国による直轄事業の必要性の検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

九十九里浜(60km)では、沿岸漂砂の減少や地盤沈下により海岸侵食が進み、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、深刻な影響が出ている。

特に、南九十九里浜(片貝海岸(九十九里町)~一宮海岸(一宮町))では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。

このため、平成21年に南九十九里浜沿岸の市町村等により「南九十九里浜保全対策協議会」が設立され、海岸保全施設の整備について継続的に要望活動が実施されているところである。

現在、学識者や沿岸市町村長らで構成する検討会議を開催し、関係者と意見調整をしながら、九十九里浜全域での侵食対策手法について検討を進めているが、その対策には多大な事業費と高度な技術力が不可欠となる。

【参考：九十九里浜の侵食状況】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(10) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び
J R京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、J R東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 J R京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

J R京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する、東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、東京臨海部や幕張メッセで多数の競技が開催される予定であり、会場間の円滑な輸送という観点からも、両路線の相互直通運転は必要である。

しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。

また、J R京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があること、また、同時帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないこと、などの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。

【参考：京葉線・りんかい線路線図】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり
(10) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

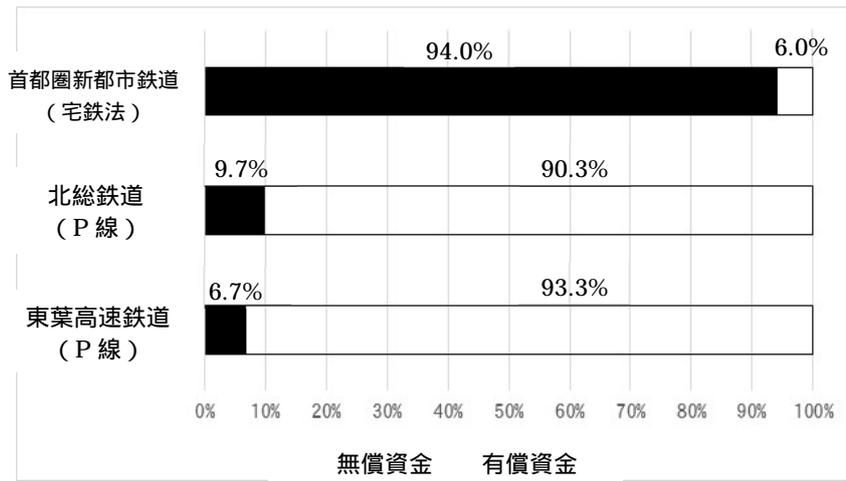
東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。

このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用された建設費の大半が無償資金で充てられるような制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。

こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組に努めてきた。

しかしながら、両鉄道の経営は、依然として金利の動向に大きく左右されるなど、非常に脆弱な状態が続いており、会社の経営安定化を図るためには、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考：各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について】



平成30年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力と人にやさしい基盤整備とまちづくり

(10) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 ホームドア(可動式ホーム柵を含む)の整備に係る、車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの早期実用化に向けて、研究開発や実証実験に対する支援の拡充を図ること。
- 2 ホームドアの整備に係る鉄道事業者の負担軽減のため支援の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

近年、鉄道駅のホームからの転落事故や、列車との接触事故が相次いで発生したため、国土交通省では、平成28年8月から「駅ホームにおける安全性向上の検討会」を開催し、同年12月に転落防止対策を優先して実施すべき駅の考え方や、転落防止対策の進め方の方針を示したところである。

この方針では前回よりも、転落防止対策を加速的に進めていくこととしており、利用者10万人以上の駅については、車両の扉位置が一定である等の整備条件を満たしている場合、原則として平成32年度までにホームドアを整備することとしている。また、利用者1万人以上の駅については、平成30年度までに内方線付き点状ブロックを整備することとしている。

しかし、ホームドアの整備には、設置費用が多額であることや、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違への対応等、技術的な課題もある。

本県においても、平成25年度に、鉄道駅におけるバリアフリー設備の補助制度を拡充し、ホームドアの整備費用も補助対象としたところであるが、県内の利用者10万人以上の駅におけるホームドアの設置は16駅中2駅に止まっている状況である。

【参考：ホームドアの設置状況（県内）】

1日の利用者が10万人以上の駅（16駅）

千葉県統計年鑑(H27)

J R (11)：市川、本八幡、西船橋、船橋、津田沼、千葉、
舞浜、新浦安、海浜幕張、柏、松戸

東武鉄道(2)：船橋（設置済）、柏（設置済）

新京成電鉄(1)：松戸

東葉高速鉄道(1)：西船橋

東京メトロ(1)：西船橋

そのうち、ホームドア整備済みの駅は、東武鉄道の船橋・柏の2駅。

ホームドアが未整備の14駅は、すべて整備条件を満たしていない場合（車両の扉位置が一定でない等）に該当するため、新しいタイプのホームドアにより対応する場合、概ね5年を目途に整備、整備着手することとなる。

また、車両更新により対応する場合、更新後速やかに整備することとなる。

ホームドアが未整備の14駅は、全て内方線付き点状ブロックが整備されている。

（参考） その他（10万人未満） ホームドア設置済み駅（9駅）

首都圏新都市鉄道：5駅（鉄道建設時に設置）

舞浜リゾートライン：4駅（鉄道建設時に設置）

1万人以上の駅（145駅）

うち、内方線付き点状ブロックを含めた整備状況は、84駅。

（整備率：57.9%）

11 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省、財務省
県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方分権改革を推進するため、地方への更なる事務・権限及び税財源の一体的な移譲とともに、「従うべき基準」の原則廃止を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 2 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、地方の発意に根差した提案の実現に向け積極的に取り組むこと。
- 3 国・地方の税財源配分のあり方を見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。
- 5 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を見直した上で、地方への税源及び権限の移譲を中心とした改革を進めること。

【直面している課題・背景】

地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、様々な取組が行われてきたが、同時に地域が抱える課題も多様化・複雑化している。

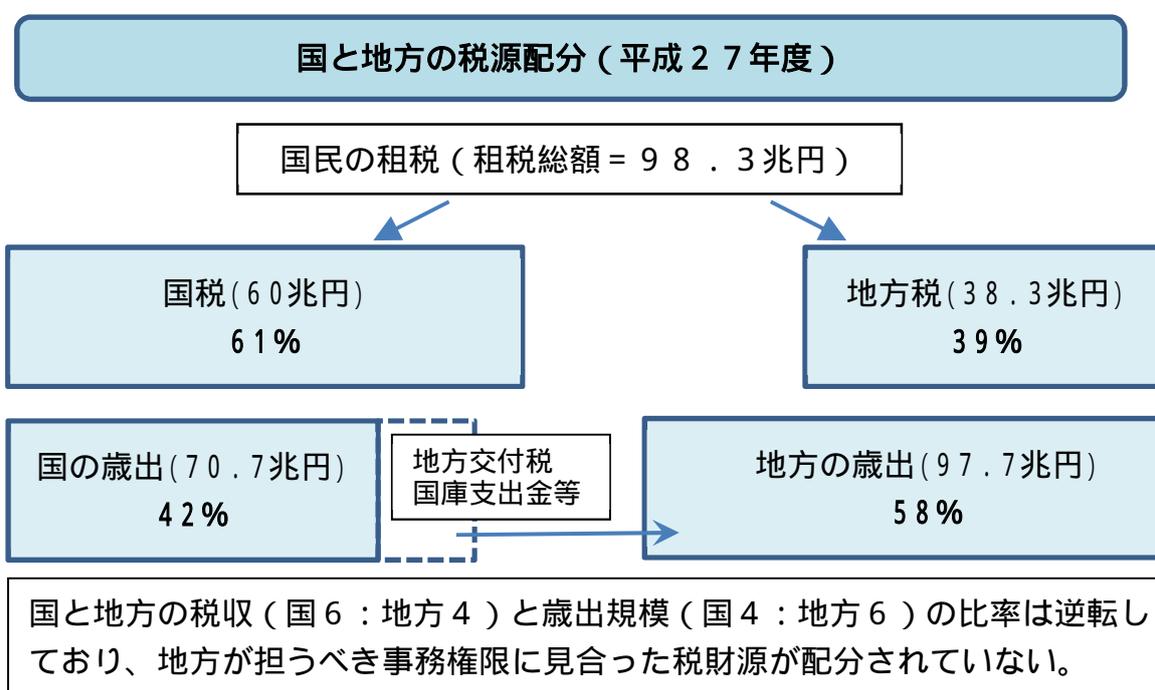
個々の地域課題について、地域が自らの発想と創意工夫により、それぞれの実情に応じた解決を図るためには、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方分権改革を更に推進していくことが不可欠である。

地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていないことから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消すべきである。

【参考：地方からの提案に関する対応状況】

分類 年					(件数)	
	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%

【参考：国と地方の税源配分（平成27年度）】



【参考】2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事項 について

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、国や世代、文化を越えた交流を通じて、日本を夢や希望に溢れた社会にする絶好の機会である。

競技会場となる幕張メッセや一宮町釣ヶ崎海岸、さらには空の表玄関・成田国際空港を有する本県としても、増大する交通需要に適切に対応し、世界最高水準の安心・安全な都市環境を提供するとともに、観光やMICE等による経済の活性化により、首都圏全体の魅力の向上と経済発展に貢献することが重要であると考えている。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功及び本県の更なる発展に向けて、次の事項を要望しているところである。

重点提案・要望事項		ページ
危機管理・安全対策		
1(1)	地震・津波対策に係る財政支援等	1
2(1)	警察官の増員	18
2(1)	テロ対策の充実・強化	20
成田国際空港の利便性向上、交通ネットワーク・アクセスの強化		
7(1)	成田国際空港の機能の拡充	46
10(1)	東京湾アクアライン通行料金の引下げ継続	72
10(2)	首都圏中央連絡自動車道の建設促進	73
10(3)	北千葉道路の早期整備	75
10(4)	東京外かく環状道路の建設促進	76
10(5)	高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実	78
10(9)	J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJ R京葉線の輸送力増強	91
バリアフリー化の促進		
10(9)	ホームドアの整備による転落防止対策の促進	95
外国人受入体制		
7(2)	観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進	49